

令和 2 年 9 月 9 日開会

令和 2 年 9 月 1 8 日閉会

令和 2 年

第 3 回定例会会議録
(第 1 日目)

小豆島町議会

令和 2 年 第 3 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 8 5 号

令和 2 年 第 3 回 小豆島町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 2 年 9 月 2 日

小豆島町長 松 本 篤

記

- 期 日 令和 2 年 9 月 9 日 (水)
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和 2 年 9 月 9 日 (水曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 令和 2 年 9 月 1 8 日 (金曜日) 午後 1 時 1 2 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	9月9日	9月18日
1	藤 本 傳 夫	○	○
2	三 木 卓	○	○
3	大 下 淳	○	○
4	森 弘 章	○	○
5	藤 井 孝 博	×	×
6	中 松 和 彦	○	○
7	大 川 新 也	○	○
8	柴 田 初 子	○	○
9	森 崇	○	○
10	森 口 久 士	○	○
11	安 井 信 之	○	○
12	鍋 谷 真 由 美	○	○
13	浜 口 勇	○	○
14	谷 康 男	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	松 本 篤	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○
参 事	大 江 正 彦	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	久 利 佳 秀	○	○
参 事 兼 こども教育課長	後 藤 正 樹	○	○
参 事 兼 健康づくり福祉課長	濱 田 茂	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○	○
住 民 生 活 課 長	谷 本 静 香	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	立 花 英 雄	○	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	真 砂 智 規	○	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総 一 郎	○	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○	○
生 涯 学 習 課 長	山 本 重 敏	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 立 住 貴 彦

議事日程

別 紙 の と お り

令和2年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年9月9日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 9名
- 第4 報告第8号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)
- 第5 報告第9号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について (町長提出)
- 第6 議案第46号 令和元年度小豆島町歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 第7 議案第47号 小豆島町斎場条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第48号 小豆島町教育集会所条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第9 議案第49号 G I G Aスクール学習用コンピュータ等機器整備事業に係る物品購入契約について (町長提出)
- 第10 議案第50号 池田小学校空調設備設置事業に係る物品購入契約について
(町長提出)
- 第11 議案第51号 令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第4号） (町長提出)
- 第12 議案第52号 令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
(町長提出)
- 第13 議案第53号 令和2年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算
(第1号) (町長提出)
- 第14 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について (町長提出)
- 第15 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について (町長提出)
- 第16 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
(議員提出)

令和2年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年9月18日（金）午後1時開議

- 第1 議案第46号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第2 議案第54号 令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）
- 第3 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について（各特別委員長提出）

開会 午前9時29分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また、許可なく録音、撮影はできませんのでご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程につきましては、去る9月2日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会第3回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

依然、終息の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症について、香川県では、現在、感染警戒期間中となっております。町といたしましても、引き続き新しい生活様式の徹底に努め、気を緩めることなく、感染拡大防止に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会では、令和元年度の各会計決算認定のほか、報告案件2件、条例案件2件、契約案件2件、補正予算の審議3件、人事案件2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） 本日の欠席届出議員は5番藤井議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時31分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。6月10日以降9月1日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件、地方自治法第243条の3第2項に基づく本町が出資している政令で定める法人の経営状況を説明する書類3件については、お

手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、9番森崇議員、10番森口久士議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日と18日とし、会期は本日から18日までの10日間をしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から18日までの10日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、新型コロナウイルスの影響下で町関連事業への今後の対応についてをお尋ねいたします。

新型コロナウイルスの影響が出始めてから8月までの町が関係する3つの財団と小豆島中央病院、小豆島オーリーブバス株式会社の売上げは対前年比でどうなっているのか。そして、民間の観光関連の海上交通、陸上交通、宿泊業界、飲食業界、土産物業界、食品製造



業界などの売上げや対前年比はどうなっているのか。新型コロナウイルスの影響について、今後の予想をどう見ているのか。そして、町関連事業に対して、町はどのように対応していくのかということをお伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 浜口議員から、新型コロナウイルスの影響に対する町関連事業への今後の対応についてご質問をいただきました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、本年4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発令され、4月16日には緊急事態宣言が全国に拡大されました。その後、5月25日に緊急事態宣言は解除となりましたが、再び全国的な感染拡大の状況にあることはご存じのとおりでございます。

町が関係する3つの財団法人、小豆島中央病院、小豆島オーリーブバス株式会社、また観光関連事業者をはじめとする民間事業者も大きな影響を受けており、先の見えないコロナ禍の中で、当面、厳しい経営状況が続くと予想されます。

まず、小豆島中央病院は、土庄町と2町で開設した小豆郡において唯一の新型コロナウイルス感染者の受入機関であり、地域医療にとって欠くことができない医療機関として、いかなる状況にあっても守らなければなりません。このため、今期定例会では、4月から7月までの小豆島中央病院の減収額を踏まえ、土庄町と共同で経営支援に関する予算を計上させていただいたところであります。

小豆島オーリーブバス株式会社につきましても、小豆島バス株式会社の倒産を受けて、2町と島民が力を合わせて設立した会社であります。平成28年3月に小豆島中央病院の開院や小豆島中央高校の開校を視野に抜本的な料金やダイヤの見直しを行い、利用者が約1.7倍になるなど島民や観光客の足として欠かすことができない公共交通の担い手となっております。

新型コロナウイルスの影響が出てきた今年の3月から7月までの運賃収入は、観光客の減少や学校休校の影響などにより対前年同期比で約45%にまで落ち込んでおりますが、事業年度が10月から翌年9月となっており、10月以降、今期事業年度の決算が明らかになった時点で、経営支援に必要な金額や時期について2町で協議しなければならないと考えているところでございます。

また、町出資の3財団につきましても、島内の主要観光施設として多くの観光客をお迎えしており、他の観光関連事業者への波及効果も大きく、島民の雇用の場としても重要な役割を担っております。

今年の売上げにつきましては、新型コロナウイルスの影響により休業を余儀なくされた4月、5月が極端に落ち込んでおり、1月から7月までの売上げは、対前年同期比3割から4割という非常に厳しい状況にあります。内部留保資金や基金、国をはじめとする事業者支援や有利な融資の活用に加え、これまで以上の経営努力によって何とか町からの経営支援を回避すべく、それぞれの財団挙げて努力しているところであります。

いずれにいたしましても、町が関連する事業は、全て島民の生活や経済活動にとって欠かすことのできないものであります。まずは一層の経営努力の成果を注視しながら、やむを得ない場合に限り、議会にもご相談の上、支援を検討してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、民間の観光関連事業者等の状況につきましては、担当参事より説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 大江参事。

○参事（大江正彦君） 私からは、新型コロナウイルス感染症の影響が大きくなりました本年3月以降におけます民間の観光関連事業者の売上げ等についてご説明をさせていただきます。

なお、町の各種給付金や融資認定の申請時に、町で把握できる範囲で各業界の傾向としてご説明させていただけたらと思いますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

6月定例会でもこの件についてはご説明したところでございますが、本町におきましては、本来なら、多くの観光客でにぎわう春の行楽シーズンやゴールデンウィークにおける観光客の激減や各種イベントの中止、また、緊急事態宣言解除後におけます再度の感染拡大によるお盆の帰省や観光移動の自粛、夏休みの短縮などによりまして、ご指摘の海上交通、陸上交通、観光施設、宿泊、飲食、土産物、食品製造業など幅広い業種に深刻な影響が生じていると認識しております。

海上交通、陸上交通、観光施設、宿泊、飲食、土産物など、もともと観光消費への依存度が高い業種、こちらにつきましては、比較的影響の少ない事業者でも対前年同期比6割から7割程度の売上げ、観光消費への依存度が高い事業者については、対前年同期比3割から4割程度となっておりまして、宿泊や土産物など観光消費への依存度が高い業種ほど深刻な状況にあると認識しているところでございます。

食品製造業につきましては、観光消費が落ち込む一方で、在宅勤務や移動自粛等により家で過ごす時間が多くなっておりますことから、スーパーなど家庭消費を主とした販路とする事業者、また通販のウエートが大きい事業者については、おおむね対前年同期比9割

前後、また、それ以上の売上げを確保している事業者もあるようであります。逆に、観光消費に依存する事業者は大きな影響を受ける傾向となっておりまして、対前年同期比5割以下といった状況でございます。

いずれにいたしましても、事業者の売上げにつきましては、取引先やターゲットとする顧客、また観光消費への依存度や通信販売のウエートなど各事業者の営業形態等によりまして明暗が分かれるところでございますが、コロナ禍の終息が見通せない現状の中で、今後の状況につきましては注視してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 先日発表がありました社団法人小豆島観光協会の小豆島への月別推定客について知りましたのが、3月では約70%の減、それから4月も30%、対前年度比ですね。5月が20%、6、7、8月は50%の減。不要不急の旅行を控えようと、そしてまた3密を避けようとの言葉が行き交う中で、国民は旅行する気にはなれないというのが本音かなと思います。

全国の雇用情勢で総務省の調査では、特に女性の雇用が87万人失われたと昨日の新聞に載っております。これも非常に深刻なことかなと思いますし、またJR四国の発表によりますと、4月、5月、6月3か月の売上げは、運輸部門では前年同期比に63%減つとると、ホテル業のほうは85%の減だと、金額にしますと76億円の営業赤字だそうであります。

世界の観光業界は、国をまたぐ人の移動が困難になっておりますので、元の活発な人の動き、観光業界には再び返らないのではないかなと思われまします。しかし、人々はコロナ不景気に耐えていかねばならないと思いますが、町長さんはどう思いますか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 今、浜口議員のご指摘のとおり、観光客が従前どおりに戻ってくるのは、なかなか難しいだろうというふうな想定をいたしておりますが、これを逆にチャンスと捉えて、自然豊かな小豆島を楽しんでいただけるような新しい生活様式の中で小豆島を楽しんでいただけるような、そういったメニューの開発も今後必要であろうと思っておりますので、そういった取組を進めて、少しでも経済の活性化に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

---

○議長（谷 康男君） 次、10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 私は、有害鳥獣の処理に関して、現在、捕獲したイノシシ、鹿などを建設中の最終処分場近くの町有地に埋設している。原因ははっきり分らないが、最近の捕獲数は昨年比べて大幅に減少していると聞いております。数年前から埋設場所、方法などの検討はされてきたと思うが、現在の処理方法には限界があるのでは。

小豆島クリーンセンターでの焼却処分も検討されておりますが、私が聞いておる範囲では、炉の投入口の大きさ、また燃焼などに問題があると聞いております。基幹改良までには時間がかかるのではないですか。

今回、地元地区との話し合いも必要と思いますが、吉田斎場の条例廃止の案を機に、試験的に有害鳥獣の焼却ができないか、町長にお伺いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から、有害鳥獣の処理に関してご質問をいただきました。

イノシシをはじめとする有害鳥獣の駆除に関しては、昨年で2,800頭余りを捕獲し、そのほぼ全てを埋設処分しております。これらの処分に関しましては、法令及び環境省が示す指針に照らし適切に行われているものの、有害鳥獣被害の収束に見通しが立っていないことから、当分の間、これらの処分を継続する必要があります。

一方で、現在の埋設処分にあっては、法令等で認められている行為であるとはいえ、臭気の発生防止など周辺環境への負荷軽減を考慮する必要があるとございます。議員ご提案の廃止予定の火葬施設の転用に関しましては、技術的な観点から実現は困難であると考えております。

しかしながら、長期化する有害鳥獣対策にあって、駆除動物の処分に関しては検討すべき行政課題であると認識をいたしており、減容化などの中間処理や再生利用についても検討を進める必要があるものと考えております。

詳細は、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 長期化します有害鳥獣の駆除行動を背景に、令和元年度では2,885頭、これまでに1万5千頭の捕獲動物を埋設処分いたしてございまして、町長の答弁にございましたように、法令等で認められるとはいえ、廃棄物処理の観点からは、環境配慮を憂慮すべき規模にあるものと考えております。

このような状況にありまして、議員ご提案の吉田斎場の動物炉への転換に関しましては、技術的な問題点が多少ございます。120キログラム程度の人体火葬を想定した焼却炉

で、多量の皮下脂肪を有する動物を焼却する場合には、高温の炉内で自発的燃焼が始まったときの燃焼調整に困難を極めることが考えられます。また、燃焼調整が安定しない場合には炉の耐久性に問題が生じること。特に吉田斎場にあつては、排ガスの規制水準の維持、焼却炉運転に要する常勤職員の確保をはじめとする運転コストの問題など技術的な問題解決が容易でないこと。経済的合理性の観点から、実験的な試みであるとしても実現は困難であると考えております。

一方で、有害鳥獣の被害拡大は全国的な傾向でございまして、その処分に関しても多くの市町村で課題として位置づけ、実験的な取組が行われており、本町におきましても、小型の有害鳥獣に限りまして、広域クリーンセンターで焼却処理を行う試行的な取組を開始いたしております。

このほか、国の交付金を活用し、動物専用炉を整備した福島県の例や、微生物による分解処理装置を導入した徳島県佐那河内村、岡山県備前市の例など、これらの先進事例を参考に、今後、新たな処理方法の導入についても検討したいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 今、なかなか転用というのは難しいという話、答弁いただきました。本当に最初の目的と違ってということがあるという点では、なかなか難しいかなと。ただ、今、課長の答弁にありましたように、ほかの、ごく僅かですが、市町村では、宮城県の村田町ですか、そこでは、そういう強制的に発酵して処理をしておるという施設も検討されておると。ほかに、今、徳島とか備前市とかいろいろ話が出ましたけども、これも一つの方法である。ただ、するとなると、やはり当然お金がかかる。それは町の負担として大きな問題になってくるのかなと。

全国的にいろいろ調べてみますと、やはり埋設するというのがほとんどなんですけども、これには小豆島町の場合は、どちらかという、捕獲した人には負担が少ないような今体制を取っておりますから、これを改めるというのはなかなか難しいという問題もあります。これは本当に提案しましたけども、なかなか答えが出にくい、長期にわたって検討していくことだろうと思いますが、こういう吉田斎場の問題がありましたから提案させていただきましたけども、長年いろいろ検討しておるといのは十分分かります。そういうことで、先ほど答弁があったことも含めて私も言いましたけども、いろいろ取り組んだ中で検討をお願いしたらと、こういうふうに思います。

本当は、イノシシあるいは鹿の有害鳥獣がゼロになれば一番いいんですけども、なかなかそれも難しいなということで、町の対応も大変だと思うんですが、いろいろ検討してい

ただければと。町長、そのあたり、今、答弁いただきましたけども、大体目安としてというか、だらだら先送りするんじゃなくて、ある程度の時期はやると。例えば、先ほど知りましたけども、クリーンセンターの基幹改良、中間処理施設が終わって、その後、基幹改良に向けてというような計画があると思いますが、このあたりまでに何とか方向性を決める考えはありますか。どうですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 今、検討を開始するような状況でございますので、エンドをいつまでということは今の段階では申し上げられませんけども、極力早い時期に適正処理、特に今している埋設処分についても、より一層の適正処理をまずはやって、それと並行して検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 検討していただくということを期待しまして終わります。

---

○議長（谷 康男君） 次、9番森崇議員。

○9番（森 崇君） 私から4問質問いたします。

最初に、B&Gの野球場の改善計画についてでございます。

先日、野球している方から、B&G野球場の管理が不十分でないかと電話がありました。あの場所は風が強く、球場が傷みやすい場所だとは思いますが、野球をしている方や子供たちがけがをしてからでは遅いと思います。以前、球場やベンチの椅子が随分傷んでおり、申し入れてから改善したことがありました。B&Gの実態把握や改善について、どう考えているのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 森議員から、B&Gの野球場の改善計画についてご質問をいただきました。

本町の社会体育施設につきましては、生涯スポーツの拠点として、子供からお年寄りまで多くの町民の皆様にご利用いただいております。いつでも安全に楽しむことのできる場を提供するため、随時、施設の修繕など維持管理に努めているところでございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、内海総合運動公園の野球場につきましては、海からの強風によりまして、経年により内野部分の黒土が減少するという現状がございます。利用者からも野球場の改修の要望が寄せられており、これまでに、平成21年、平成27年に黒土を補充した内野の改修を行っております。なお、今年度も、これから内野の改修等、定期的な

改修を実施いたします。

なお、フェンスやバックネット、控えベンチや観客席等の大規模改修につきましては、平成27年度の内野改修と一緒に実施いたしております。また、本年度については、先日、内野のベースについて新しくしたところがございます。

いずれにいたしましても、利用者が安全に利用できますように、随時、点検や修繕を行うとともに、今後、各施設の改修等の計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 答弁はそれでいいんですけれども、B&Gのプールで以前大きな事故がありました。私自身の同級生の子供さんでございました。こういった大きな事故に遭わないように連絡を十分取り合っていただきたいというふうに思っています。

次に入ります。

豊かな瀬戸内海の再生についてでございます。

小豆島町だけで瀬戸内海をきれいにすることはできないという捉え方は、そのとおりだというふうに思いました。そういった意味で、以前の質問で、瀬戸内海の再生は小豆島町だけでできないという回答がございました。豊かな海を求めて、兵庫県の明石市、淡路市など9漁協が海の栄養回復対策に乗り出したことがニュースになりました。約70隻が海底耕うんをしたようでございます。深さ20メートルの浅瀬をかき混ぜると生物がすみやすくなり、たまっていた窒素やリンなどの栄養塩を海に放出するそうでございます。

私たち人間は、陸の自然物や海の生き物を食べて生きています。以前、日方海岸では貝がたくさん採れていましたが、今は誰も入りません。考えると、この兵庫県の動きというのは、瀬戸内海全体の問題だと思えます。兵庫県への問合せをしたのでしょうか。小豆島町の考え方と取組の決意をお聞きします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から、豊かな瀬戸内海の再生についてのご質問をいただきました。

今年の3月議会におきましても、今回のご質問と同様の趣旨のご質問をいただき、答弁をさせていただいたところでございます。

瀬戸内海は、風光明媚な景勝地として、また貴重な漁業資源の宝庫、恵まれた自然環境として後世に継承すべきものであるとして、それぞれの海域ごとの実情に応じて施策を講じているところでございます。

瀬戸内海の環境保全は重要な課題であるという認識は、私も森議員と全く同様の考えでございます。しかし、この問題は一朝一夕には解決できない問題かと思っております。現在、町といたしまして実施すべき施策として、海底堆積ごみ回収事業などの取組を講じており、豊かな海の再生に向け、今後も関係機関と連携して継続した取組を図っていくことが重要だと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） まず、海底耕うんの取組についてでございますが、兵庫県に確認したところ、深刻化しているイカナゴ漁の不漁により漁場の改善を図るため、明石市、淡路市のイカナゴ漁を手がける9漁協が連携し、主体的に実施したもので、イカナゴの産卵場となる海域において約70隻の漁船が集結し、海底耕うんを実施したと伺っております。

このように、漁場改善等の目的で漁業者が主体的に海底耕うんの事業に取り組んでいるところもございますが、本町内の漁協においては、現在実施に至っていません。

近年の瀬戸内海の貧栄養化を踏まえ、水質、底質の改善を図ることも重要でございますが、本町においては、海ごみ問題や水産資源の持続的な利用の確保も大切な取組であると考え、海洋ごみ問題の対策として、町長からも申し上げましたように、海底堆積ごみ回収事業の実施、海域における水産生物に支障を及ぼすカワウの駆除、さらには、町内漁協が実施する種苗放流事業に対して支援させていただいており、これらの取組も瀬戸内海の再生の一助につながるものと考えております。

また、地元漁業者と行政等で組織する小豆島町漁業振興協議会において、魚食、食育及び水産振興を目的とした水産出前授業や漁業体験など各種イベントを実施していますが、瀬戸内海の環境問題にも触れ、豊かな海の再生に向けた普及啓発に努めたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 海のごみの問題、私も責任を感じたところでございます。捉え方として、小豆島町だけで問題は無理やというのは、そのとおりやというように思います。しかし、例えばオリーブの予防なんかについてでも、漁師さんのほうが、寒ボラが捕れんやないかと。それはあの予防のせいやとか言われて、違ういうんがわかったんですけど、そういった意味でも、この瀬戸内海をきれいにしようという表現の、この動きというのは、ある意味では、瀬戸内海沿岸の私たちにチャンスだというふうに思っています。そう



いう意味では、漁協等の話がちょっと出ましたけど、何回ぐらいお話をしてるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） 先ほど言いましたように、漁業者と行政等で組織する漁業振興協議会がございまして、その中でいろいろと話をしておるんですが、設立当初は年に何回か寄って話はしておりました。その中で、若手漁業者もおりまして、若手漁業者とかとは年に10回ぐらい話をしておりました。現在は、ある程度、問題等が出てきておりますので、そこまでの回数はしておりませんが、ずっと継続して漁業者と連携して話をしております。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 次に入りたいと思います。

この質問は4年前からの課題でして、準備しておりましたんで、一言言わせてもらいます。

内海フェリーの高速艇が運休してから4年になります。町民から、いつまで遠回りさせるのか、島にとって船は道やろと随分言われます。四国新幹線のことを新聞に記載され、県も前向きですが、小豆島草壁高松間の高速艇が4年も運航停止していることとの矛盾が大き過ぎると思います。

4年前、同趣旨で県に要請に行ったとき、担当者は、何で草壁港と池田港と土庄港から高松に来ているのですかと、土庄港だけでいいでしょうと言われました。私は、一杯飲んだときは草壁港から歩いて帰っています。県が土庄港だけでよいと言うなら、船が着いてからタクシーで送ってくれるんですねと言いますと、県の担当者は、私は来るのだけを見て、帰るのは見ていなかったと正直に言ってくれました。

また、平成19年10月9日、衆議院予算委員会で、当時、下野していた自民党島根県の細田衆議院議員が、航路も道路なんですよ、だから、道路だと思って道路財源ぐらい補助金を考えてくださいと質問した事実もございます。瀬戸内海沿岸10県で有人の島は150、人口約33万人——少し古い資料ですけど。

阪神航路が問題になった平成20年6月には、小豆島町議会として島嶼部の航路支援を求める意見書を国に出したことがありました。平成27年5月には高松市の大西市長が、公共交通として充実させてほしい声が強いと言われました。

島で生活をしている私たちにとって、こうした問題は古くからの課題で、沖縄に近い十島村役場の玄関には、「汽船も亦道路なり」の言葉が刻まれています。昭和8年当時のも

のでございます。少し間違っているんですが、小泉総理のときに、道路財源の一般財源化案が出まして、その後、一般財源となりました。海の道である航路に使うのが一番なのに、私たちの声が小さいのでしょうか。

バス路線も補助路線があります。細田衆議院議員が前回主張したように、道路だと思って航路に補助金を出すべきです。4年間もの高速艇の運休、遠回り状態は交通難民とも言えると思います。県はこの実態を知っているはずです。町もどう思っておられるのか、強い決意をお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から、草壁高松間の高速艇の運休についてご質問をいただきました。

ちょうど1年前の9月議会におきましても、今回のご質問と同様の趣旨のご質問をいただき、答弁をさせていただいたところでございます。

草壁高松間の高速艇につきましては現在も運休となっており、昨年9月の状況から変化はございません。島国にとって航路は道路であり、道があって、初めて人々は外の世界と交流し、つながりを持つことができます。瀬戸内海の中心に位置する小豆島は、古くから海路の要衝として人や物が行き交い、様々な産業が育まれてきました。航路を通して培われてきた歴史、文化、産業などは小豆島の魅力であり、航路の維持存続が島の活性化のためには欠かすことができない重要な課題という認識は、私も議員と全く同様の考えでございます。

ご質問は、高速艇の復活について働きかけするようにとの趣旨かと思いますが、先般、議員の皆様にご説明いたしましたとおり、現在は草壁高松航路の存続に関わる事態となっております。内海地区の大切な海上公共交通である草壁高松航路は古い歴史があり、内海地区の住民にとって愛着のある生活航路であります。

航路の運航は、民間事業者に実施していただいているところではございますが、町といたしましては、関係機関と連携を取り、協力しながら草壁高松航路を継続して運航していただけるよう要望してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 物事は、すぐに何でもできるということになりません。困ったことが起こるのは僕も理解しているつもりでございます。ある人から、この船の問題で、ライフラインをなくすんかと言われてました。確かに道路、航路、電気、ガス、水道などは社会の

インフラで、私たちの生活や命を守るライフラインだと思います。この質問があったんですけど、どう答えたらいいのでございましょうか。

確かに49、51の災害のとき、岡山からは、もう困ったんで水を運んでくれました、自衛隊の船で。そういう意味では、船というのは、ある意味では、道路よりも以上の値打ちがあるんじゃないかというふうに思います。どうお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員ご指摘のとおり、航路と申しますか、海上交通ってのは非常に重要なものと思っております。ですから、災害時においては、当然、港の整備なんかも必要でございまして、その辺はこれからも取り組んでまいりたいと思っておりますし、海上交通の有効性というのは当然理解しておるところでございまして。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 以前に草壁港から高松までは30キロぐらいあると思うんですけど、池田と土庄からは何キロでしょうか。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 草壁高松間につきましては約30キロ、池田、土庄は各22キロ程度と聞いております。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 船賃ですけど、同じですね。ですから、海運局、どういう判断が分かりませんが、短いところは燃料も少ないんですから、そうすると、遠い草壁、これに合わせた料金になってるという受け止め方でよろしいでしょうか。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 個々の航路の料金につきましては、私どもで答える立場にないと思っております。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 答える立場を追及しよんじゃなくて、料金設定というのは、もうからん値段にはしないはずから、その辺どうでしょうかね、そちらは。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 料金設定につきましては、私どもで知るところではございませぬので、お答えしかねると思っております。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） これ非常に僕ら議員だけとか、皆さんと一緒になって頑張らない

かんですけれど、町民に声をかけないかんというように思います。

これはちょっと言いにくいんですけど、前回、小学校の統合の問題のときに、全校区で、安田とか草壁、全部やりましたけど、あのときの出席率が、僕が見たら3%だったんですね、一般の方の。ですから、そうじゃなくて、皆の声を聞くという姿勢は、僕から言わしたら小さかったと。今度は、もっとごっつい、すごいもんだと思いますんで、そこら辺のところ、決意を聞きたいんですけど。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 決意といいますか、町民の声はどんなものは聞きたいと思っております。ただ、今、コロナ禍の中で大勢の方にお集まりいただくことは非常に難しい状況であるかと思っておりますが、ぜひこういうような声、特に住民代表である議員の皆様から集約させていただいて声をお聞きしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 瀬戸内海には13の橋がついとんですね、瀬戸大橋とか明石とか鳴門海峡とか。これが昨日聞きますと、13、橋がついとると。小豆島も橋が難しいですから、いよいよ僕たちは船しか考えられませんので、頑張っていたきたいというように思います。

ただ、ある地区から町に要望書が出ると聞きましたんで、それはどんな内容なんでしょう。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 草壁航路の存続を求めると、要望するという内容でございます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 3つ目になります。小豆島における香川県がん検診精密検査協力医療機関の実態ということで、香川県には800の病院、一般診療所があるそうですが、小豆島にはがん検診精密検査協力医療機関が少ないと聞きました。がん検診精密検査協力医療機関に登録されていなくても精密検査を受けることはできますので、そんなに心配はしておりませんが、小豆島は、いざというとき海を渡る必要がございます。統計資料によりますと、平成30年の県の死亡原因の1位はがん、24.8%でございます。4人に1人ががんで亡くなっております。がんのこうした協力病院の定義というんが分かったら教えてほしいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から、小豆島におけるがん検診精密検査協力医療機関の現状についてご質問をいただきました。

がん検診精密検査協力医療機関につきましては、市町が実施するがん検診の結果、精密検査を必要とする人に対して医療機関を紹介する際の参考資料として作成、公開されているものでございます。

小豆島では1病院しか登録されておきませんが、この名簿に登載されている医療機関でなければ精密検査が受診できないということではございません。現に登録されていない医療機関を利用される方が多くおります。

いずれにいたしましても、がんの原因の多くは、たばこや飲酒、食事などの日常生活習慣に起因する割合が高いことが確認されております。このため、今後におきましても、健康教育の推進とともにがん検診の受診率向上に努めたいと考えております。

なお、がん検診精密検査協力医療機関の現状につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 私から、がん検診精密検査協力医療機関の現状につきましてご説明申し上げます。

がん検診精密検査協力医療機関につきましては、先ほど町長から説明がありましたとおり、市と町が実施するがん検診において精密検査が必要と判定された方に対して、精密検査が実施できる候補として紹介する医療機関でございます。

この協力医療機関は、がん検診の精度管理のために、十分な経験と技術を持った医師が勤務していることや一定水準の検査ができる体制を有するなどの要件を満たした上で香川県に届出を行った医療機関が該当いたします。

香川県には89の病院と一般診療所を合わせた約800の医療機関のうち、現在、101の医療機関が協力医療機関として登録されておきまして、小豆島では、議員ご指摘のとおり、1病院が登録されているのが現状でございます。

ただし、必ずしも協力医療機関でないと精密検査が受診できないということではありませんので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 病院のチラシも何回か出よんですけど、どの病院に行ってもいいわけですね。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 相談に乗ってはいただけるとと思います。

余談にはなりますが、小豆島中央病院も、このがん検診協力機関の届出を今年度行いますので、来年の4月には、5つのがんに対して協力医療機関という形で登録されると聞いております。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 次、3番大下淳議員。

○3番（大下 淳君） 私からは、災害対応の基金設置をということで質問をいたします。

今年は新型コロナに振り回され、9月を迎えました。年初来、住民の生活や企業の経済活動などに大きな影響を及ぼし続けていますが、いまだ収束の見込みが立たない状況にあります。

小豆島にあっては、昭和49年と昭和51年の大雨による災害をはじめ、毎年の台風災害や平成16年の高潮災害も経験いたしました。また、2003年のSARSや2013年のMERSといったウイルス性の感染症は、小豆島では発症例がありませんでしたが、多方面に大きな影響をもたらしたことは記憶に新しいところであります。さらに、今後は、南海トラフを中心とする大規模地震や線状降水帯がもたらす豪雨災害の多発が危惧されており、まさに人類の歴史は災害との闘いであると言われるところであります。

災害に際しては多額の資金なのとは言ってもありません。国の支援がありますが、後々の復興に関わるものがほとんどで、即時に役立つものではありません。また、今後は、国の財政事情の悪化から交付金などもかなり減ってくるものと思われれます。

こうしたことを踏まえ、災害時には、たちまち必要とされる資金需要も多くあることから、災害対応に特化した基金を設置し、有事に役立つべきだと思いますが、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大下議員から、災害対応に特化した基金の設置についてご質問をいただきました。

ご承知のように、基金の設置につきましては、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより目的等を定めて基金を設けることができるとされております。議員ご指摘のとおり、災害等に備えて一定の資金を確保しておくことは、住民の暮らしを守っていくために必要不可欠なことだと考えております。

本町では、年度間の財源の調整を行い、財政の健全性を確保するため、言い換えれば、

災害による町税等の減収や緊急の財政出動に対応するため財政調整基金を設置しております。また、中期財政計画においても、1年間の税收規模程度の額を確保する目標を立てております。

一方、大規模地震や豪雨災害に備えるため、県内の自治体でも、災害対応に特化した基金を設置している事例も見受けられます。基金設置につきましては、その原資をどのように確保していくかを検討する必要がございますが、今後における国の財政措置等を十分に研究し、例えば国、県の補助金制度の中で基金設置の可能性があるようでしたら、積極的に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

なお、他団体の設置状況につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、香川県内の災害対応に特化した基金の設置状況につきましてご説明させていただきます。

まず、さぬき市が平成23年に防災基金を設置しております。財源につきましては、年度末における収支状況、こちらを勘案し、本来であれば次年度への繰越金となる一般財源を活用していると伺っております。

基金の設置目的につきましては、災害の発生防止と災害に際して応急的に行う救助に必要な経費に充てるとされております。具体的に申し上げますと、消防自動車の購入あるいはハザードマップの整備、避難所の環境整備等に活用しているようでございます。

それから次に、宇多津町では平成20年に災害対策基金を設置しております。中期財政計画に基づきまして、一般財源を活用して毎年度1千万円程度の積立てを計画し、最近では、ふるさと納税の一部も財源にされているようでございます。

基金の設置目的につきましては、自然災害をはじめ、大規模火災への対応、それから突発的な重大事故等から住民の生命と財産を守り、予防対策をはじめ、復旧復興対策等を円滑に推進するために設けられていると伺っております。

議員ご指摘のとおり、有事に際し、住民の生活を守るためには、一定の資金の確保は極めて重要でございます。現在は、財政調整基金にその機能を持たせておりますが、他団体の動向を十分に研究し、国、県の制度等が活用できるようございましたら、前向きに幅広に検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） ただいま説明をいただきました。

財政調整基金での対応でやりたいということでありませけれども、小豆島町には現在27の基金があるわけです。このうち、前年度末時点で最も金額が大きいのが減債基金で20億円と少し、最も少ないのが介護保険施設事業基金で92万2千円となっております。ただ、1つの基金は残額が0となっておりますのでございます。

基金がある中でも、本当にこれ基金としてやるのがふさわしいのかなというのも見えないわけではないですが、財政調整基金でカバーすると言いつつも、やはりそれは難しいところもあろうかと思えます。災害によって税収が落ち込んで、それを財政調整基金で確保するから筋が通る話なんでございますが、財政調整基金もいろんなことというわけにも、なかなかいかないのかなと思えます。

行政が行う一般の事業につきましては、ちょっと財政が厳しくなると、事業の取捨選択、見直しが行われて実施する、しないといったことに分けることができますが、事、災害対策につきましては避けて通ることができません。しかも、災害は、その規模によって費用が大きく膨らむ上に、待ったなしの非常事態ということでもあります。

災害対策基本法の第101条では、地方公共団体は、別に法令で定めるところにより災害対策基金を積み立てなければならないとされております。ここで言う別に法令で定めるところがよく分かりませんが、基金の積立てが必要であるとの趣旨は理解できるところであります。

住民の命と暮らし、財産に関わる大きな問題です。資金は幾らあっても十分とは言えないことから、少しでも早く基金造成に取り組み、継続的に積立てに取り組んでいくべきと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 第101条のほうで基金を持っておくようにということで、実は香川県のほうにも確認をしてみたんですが、多くの自治体、先ほどのさぬき市さん、宇多津町さんを除いては、そこを財政調整基金で機能を持たせておるといのは自治振興課の課長のほうから伺っております。

ただ、大下議員ご指摘のとおり、やはり災害時、膨大な資金が発生する可能性もございますので、例えば、ふるさとづくり基金とかは交付税制度の中で積み立てたものでございますし、あるいは最近ではすくすく子育て基金、こちらは県の補助金を活用してつくったものでございますので、今後、国のほうから、最近の災害の発生状況を見ますと、新しいそういった動きが出てくる可能性も十分にあると思っておりますので、その動きを見ながら検討してまいりたいと考えております。以上です。



○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） 災害の復興につきましては、ご存じのとおり、事前復興と事後復興という2つの言葉があります。事後復興は、当然のごとく後々の復興なのですが、事前復興というのは、前もって措置をすることで災害を防いでいくというふうにもなるわけでございます。もちろん、それに対しても資金の必要性があります。

また、小豆島町も、姉妹都市縁組で茨木市とか南島原がありますが、そういったところが、また災害に見舞われることもありまして、その対応にも費用のかかることもあろうかと思えます。

また、私の知る人は、昭和51年災害で家が全て流れました。人間だけが残った状態で、家財道具もなければ衣服もないというような状態で逃げていました。たまたまその人は、身内が衣料品屋を経営しておりましたので、服とか布団類はすぐに対応できたので、まだよかったのかと思えます。

差し当たっての必要に迫られる状況は出てまいりますので、基金設置につきましては、一般の寄付を含め、またふるさと納税の活用、それから繰越財源も活用して積極的に基金の造成に向かわれますよう希望いたしまして質問を終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 11番安井信之議員。

○11番（安井信之君） 私は、総合戦略の整合性について、町長、教育長のお考えを聞きたいと思えます。

移住政策において、子育て支援施策の奨学金制度が享受できない点において、改善点があるのではないかと考えます。貸付対象者要件に、町内に居住する方または中学校か高校卒業時まで町内に居住していた方とあり、文面上では全てを網羅しているように理解できますが、担当課に確認すると、UIJターン者には適用できない場合があるとのことでした。

そこで、人口問題を考える中で、他市町にない奨学金制度を拡充させることで移住対策に少しでも寄与すると考えます。また、島の教育を充実させるために、以前、旧町では、島の先生を確保しようと画策した現状がありました。今は町外に赴任した場合、猶予期間

から外れることとなっております。また、地域改善施策の中で、県の制度を受け継いだだけの支援制度においても検討する必要があるのではないかと考えますが、お考えを伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員の、移住政策の一つとして奨学金制度を改善すべきではないかとのご質問についてお答えをいたします。

本町では、本年3月に人口ビジョンの見直しを行うとともに、第2期総合戦略を策定し、人が集い、元気なまちを目指しまして、健康・福祉のまち、産業のまち、定住・交流のまち、教育・文化のまち、行財政改革の5つを基本戦略のテーマとし、様々な施策を進めております。

その施策の一つが奨学金貸付制度でございます。大学生の場合、月5万円を4年間貸付け、卒業後、8年間で返還していただくものではありませんが、町内に居住し、郡内の事業所に就職して5年が経過すると返還を免除しております。条例で、奨学資金の貸付要件の一つに、「小豆島町に居住する者又は中学校若しくは高等学校卒業時まで小豆島町に居住していた者」と規定し、町内での居住を要件としております。給付型ではありませんが、Uターンを促進する有効な制度と考えております。

したがいまして、移住者を積極的に促進するための制度ではありませんが、移住された方が本町に定住され、そのお子さんが中学校、高校を卒業した場合は、この制度を十分にご利用いただきたいと思います。

奨学金制度の詳細及び地域改善に関する支援制度に関しましては、それぞれ担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 奨学資金貸付制度の居住要件について説明いたします。

居住要件を町内での居住としていますので、県外の大学などに在籍するI Jターン者への貸付けにつきましては、これまでに町内に居住した実態がないことから貸付けはできないこととなります。ただし、中学校卒業までに町外に転出し、その後、Uターンした場合など個々のケースによって判断が難しい場合がございます。その場合は、状況を十分に精査した上で、選考委員会に諮って対象要件を満たすかどうかの判断をしたいと思っております。

次に、返還猶予の対象ですが、教員につきましては、町内に居住していない場合や郡外

の学校に赴任した場合、返還猶予の対象から除外としております。この対応は、銀行員、農協職員、香川県職員など郡外への転勤が伴う事業所におきましても、同様に返還猶予の対象から除外としておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） ご質問の地域改善施策として本課が所管いたします支援制度、これにつきましては、専修学校等奨学資金助成事業が該当いたします。また、同様の制度として、こども教育課所管の地域改善就学支度金等補助制度がございまして、こちらの制度につきましては、幼稚園から大学までの就学段階に応じ、就学支度金及び就学奨励費の給付を行う内容であります。専修学校及び各種学校に係る就学経費が対象となっていないことから、本課所管の専修学校等奨学資金助成事業により、専修学校及び各種学校に係る就学経費の給付を行う枠組みとなっております。

したがいまして、本町の地域改善事業として行う就学支援に関しましては、これら複数の制度により、考えられるニーズをほぼカバーしていることから、細部の点検を除きまして、制度内容の大枠を再検討すべき状況にはないものと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 先ほどこども教育課長が言われたように、中学校、高校でこちらにおつたら対象になるというふうなことですが、移住してくる人からすると、その辺、もうちょっと寛容になつてもええんかなど。というのは、人口が減つていゝ中で、この貸付制度を借りていゝ生徒自体が少なくなつていゝ中で、移住対策に重点を置くのだったら、こういうふうな制度も、U I J ターン者に幅広くやる必要性は出てくるのではないかなどと思ひます。

また、教員なりの職員というのは、地元で先生として働きたいというふうな意思を持って帰つてきておると思ひます。その辺、旧の池田町は、教員の場合は、そういうふうな分に考慮した奨学金制度になつたと思ひます。内海町は、言うたら教員はそれに外しとんやということを教育長がかねがね言つてますが、その辺は、ある程度、銀行員やったら、いろんなどこへ行くというふうな部分がありますが、教員は香川県の職員というふうな形で、地元で先生でやりたいというふうな人、また、地元の先生が増えるということ、その地域の教育の質が上がつていゝというふうに考えますので、その辺は考慮すべきだと思ひます。

また、地域改善政策の部分において、住民生活課ですかね、そちらのほうである部分に関しては、県の事業をただ引き継いだ事業ですから、教育委員会のほうでやつていゝ分と

ある程度整合性を持たせて考えていく必要性もあるのかなと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 私のほうから、最初の2点を回答したいと思います。

まず、寛容にI Jターン者への貸付けを認めるべきではということですがけれども、それまでに居住実態のない方に対してお貸しすると、それがどれだけ移住に結びつくのか非常に不透明なところがございます。また、万が一、奨学資金を貸し付けて猶予期間だけ居住するという場合も考えられますので、費用対効果がとても不透明だということで、今のところ検討していないというところでございます。

それから、先生になった方が帰ってこられるという場合の恩恵というものは、それは大変大きいものと考えておりますけれども、他の業種に就かれてUターンされた方につきましても、地域への恩恵というのは同じだけ大きいものがあると考えておりますので、今現在、先生を特別枠で扱うということは考えておりません。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） ご指摘の整合性の観点ですがけれども、こども教育課のほうで所管しております地域改善就学支度金等補助制度、これにつきましては、地域改善におけます就学支援でございます。

私ほう住民生活課のほうで所管しております専修学校等奨学資金助成事業につきましては、就労支援ということで考えておまして、そもそも、それぞれの目的が異なるものでございますが、制度内容としましては、相互に補完するような形で整合しておりますので、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、細部の点検を除きまして、大枠での再検討は必要ないものと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 人口は増やしたい、それでも出せるお金はないというふうなことでは、人は増えていきません。そういうふうな部分で、ある程度積極的な姿勢を示していかないことには、この人口減の問題に対処することはできないというふうに思いますが、町長、どう考えますか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 先ほども担当課長が申し上げましたとおり、全く居住実態がない方に奨学資金を貸付けできるのかという点もあると思っております。それと、貸付けした段階で、当然、返還猶予の期間のみ帰ってくるとか、居住実態がないということは、ほと

んど小豆島で住まわれた経験がないという方なんですね。その方が、本来、この奨学金があれば、こちらへIターンといいますか、移住されるのかという、そういった不透明な部分もございます。そういうところも含めて、今後、あくまでも奨学資金については、町内の子育て支援ということがメインのものでございまして、移住政策には当然寄与いたしますけれども、移住政策が主眼のものではないということをご理解いただけたらと思っております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） ずっと平行線になると思いますんで、その辺は、言うたら移住施策をやるのやったら、ある程度、本腰になってやらなかったら何ちゃ意味ないというふうに考えてもらいたいと思います。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 8番柴田初子議員。

○8番（柴田初子君） 1問のみ、ちょっと伺いをいたします。

子宮頸がん予防ワクチン接種の判断できる環境づくりをということでお聞きします。

この子宮頸がんワクチンは、ヒトパピローマウイルスワクチンと言われており、通称、HPVワクチンと言われております。子宮頸がんは、年間約1万人の女性が罹患し、約3千人もの女性が亡くなっております。子育て中の女性が幼い子供を残して亡くなるケースが多いことから、マザーキラーとも呼ばれている怖い病気であります。

2009年12月にHPVワクチンが承認され、2010年11月、国の基幹事業対象のワクチンなど接種が進んでおりました。そして、2013年4月より国の定期接種となりましたが、接種後に多様な症状が生じたという報告があり、国は2013年6月に、自治体による積極的勧奨の差し控えを行い、既に6年以上が経過しております。現在でも、これは定期接種の対象であり、希望する小学6年生から高校1年相当の女子は接種を受けることは可能であります。

また、A類定期接種ワクチンであるにもかかわらず、個別通知をしている自治体は、ある機関の調査では、1,742自治体中97の自治体にとどまっているという報告がありました。近年では、保護者に向けて通知を発送したり、有効性やリスクなどを書いたリーフレットを作成するなど自治体独自の取組が広がりつつあります。小豆島においては、対象者への通知方法はどのようにしているのか。また、現在、ワクチン接種をこれまでに受けている人数は何人いるのか、お聞きしたいと思っております。

また、このコロナ禍の中で、子供の予防接種を差し控えるというような記事も出ており

ました。また、特定健診ですが、この10月31日までは医療機関で受診ができるようになっておりますが、11月から集団検診となっております。こういうような状況で3密等を避けるための対策として、どのようにしているのかも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 柴田議員から、子宮頸がんワクチン接種等について何点かのご質問をいただきました。

ご質問のHPVワクチン接種は、接種部以外の体の広い範囲で持続する疼痛などの副反応症例等について十分に情報提供できないことから、平成25年6月14日、接種機会は確保しつつ、適切な情報提供ができるまでの間は積極的な勧奨を一時的に差し控えることとされたところでございます。以降、国は審議会において、HPVワクチンの副反応症例等について継続的に検討を続けておりますが、いまだ積極的勧奨をすべき状況に至っていないのが現状でございます。このため、小豆2町においては、国が新たな方針を示すまで、現状のとおり積極的な勧奨は実施できないと考えているところでございます。

一方で、住民に対するHPVワクチンの周知につきましては、ホームページに当時の国のリーフレットを掲載するのみで、十分な周知ができていなかったのが現状でございます。今年開催されました医療懇談会におきましても、議員と同様の意見を伺い、ワクチンの意義、効果と接種後に起こり得る症状について、ホームページに掲載したところでございます。

今後は、接種対象者に郵送などの方法により十分な周知を行い、希望する人が接種の機会を逃すことのないよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、予防接種や特定健診、乳児健診等につきましては、いわゆる3密——密閉、密集、密接を可能な限り回避することにより受診環境の確保に努めているところでございます。

なお、予防接種の接種者数、各種健診の実施状況につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 私から、子宮頸がんワクチンの接種者数、各種健診の実施状況につきましてご説明申し上げます。

初めに、子宮頸がんワクチンの接種者数でございますが、積極的勧奨を差し控えた平成26年度が3名、以降、2名、0名、0名、2名、昨年度は5名となっております。

次に、予防接種や特定健診、乳児健診等の実施方法でございますが、先ほど町長が申し

上げましたとおり、可能な限り3密を回避することにより受診環境の確保に努めているところでございます。

予防接種につきましては、従前から、各自で島内の医療機関に予約の上、接種していただいております。また、乳幼児健診につきましては、一般健康診査は予約制とし、十分な間隔を空け、個別健診に近い形で実施しておりますが、歯科健診につきましては、医療機関での個別健診としております。

特定健診につきましては、6月から10月末まで、医療機関で行う個別健診を実施しております。11月10日から7日間の日程で、各地区公民館等を会場に集団健診を予定しておりますが、できる限り3密を回避したいことから、医療機関での受診を呼びかけているところでございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 現在、接種を受けている方、平成26年からしても12人ということで、この方々は、どういうふうなルートっていうか、個人で訪ねて受けてるのか、どういう形で接種されたんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 具体的な接種の動機については確認できておりませんが、恐らく小豆島中央病院のほうで接種しているものと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 中央病院のほうで、今、小児科の山本先生がいろいろこのワクチンに対しても力を注いでるっていうか、言ってると思うんですけども、ほかの自治体、先ほどもと言うても、近年、通知を発行したりって言いましたけれども、これ6年生から高校1年生までですね。何人かの中学生の子供さんを持ってるお母さん方数人の方にお聞きしたんですけども、このワクチンがちょっとおかしいっていうか、何か変な症状が出たとかというのがテレビですごい放映っていうか、それが流れてしまって、もう怖いというだけしか残ってないっていうか、そういうなんがあります。

また、いろんなほかのところでは、すごい細かくしてるところがあるんですけども、千葉県のいすみ市っていうところでは、高校1年生の保護者の方に個別に郵送をしてるっていう、そういうんで、それで有効性とそのリスクをきちっと書いて郵送をしています。

それで、これは定期接種ですので、当然、その期間にする人はお金がかかりません、公費ですので。任意で受けると、全3回は受けないかんので5万円近いお金がかかるんですよ。そんなんを知らなかったというんがもし出てきた場合にも、自治体としてはちょっと

と不利じゃないかっていう声も今出ております。

予防接種に関しては、WHOのSDGsの中でも、子宮頸がんの死亡率を2030年までに30%減らすっていうことを目標にしております、接種率といいますか、それを90%を目指すというふうに言われております。

そういうふうにしていくと、今、しっかりとその対象者に個別にこういうようなことがありますよっていう、子宮頸がんを未然に防ぐっていうか、完全ではないにしても、そういうワクチンがありますということをどんどん言うていくべきじゃないかと思えます。

ほかのところの市町のこともいろいろ検討して、小豆島町におきましても、6年生からでなくても、高校1年生の方が受けるとなると、3回受けますので、もう9月30日、これぐらいには、完全に1回は受けてないといけないんですよ。年度が代わった時点で高校1年生になる方には、もう最終なんですよっていう、そういうようなことを封書で保護者にお届けして検討してもらって、それを接種するっていう、こういう保護者に個別に郵送するとか、通知するっていうお考えはいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） これは、先ほど町長が申し上げましたとおり、8月にあった医療懇談会で、県の保健所長のほうからお話を聞いたんですけれども、ただいま県は、漫画本で子宮頸がんワクチンのPRというか、周知のパンフレットを作っているそうです。これができたら、小豆島町におきましても、中学校1年生から高校1年生の間の対象者の方に、まずは郵送で、こういうメリットと、こういう副反応があるということについて周知をしたいと思えます。

対象者に幅がありますので、次年度以降につきましては、中学校1年生と高校1年生に郵送することによりまして、子宮頸がんワクチンのメリットと、考えられる副反応について十分な周知を行うことによりまして接種の機会を確保したいと思えます。

あわせて、不安な方につきましては、先ほど議員のほうからありましたとおり、小豆島中央病院の小児科の山本先生とかと十分相談して、接種の実施については納得の上で実施していただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 中学校1年生、高校1年生の方に通知をいただくっていうことは、本当にそれをすることによって、ご家族にお母さんもあれですけど、ご兄弟が、お姉さんがおったり妹さんがおったり、いろいろあるんですけど、その方の、また健診にもつながっていくと思うんですよ。



やっぱり、がん検診は大事なんですよということは、家族の中でもそういうふうな通知がいくことによって、家族の中で重大な、大切なことだと思いますというのが伝わっていくと思いますので、ぜひ小豆島町は乳がんとかそういうなんにしても、本当に皆さん頑張ってくださいますので、受診者も増えてますので、そういう意味でも、やっぱり大事な命を守ってということで、これからもしっかりと対応していただきたいと思います。以上です。終わります。

---

○議長（谷 康男君） 6 番中松和彦議員。

○6 番（中松和彦君） 私は、まず、ナラ枯れ被害の現状と今後の対策について質問したいと思います。

小豆島町においてナラ枯れの被害が確認されてから、さほど長い時間がたっていないように思います。今日まで対策は講じられてきたのだと思いますが、被害は山林の中でありますので、その現実を私たちはほとんど知ることはありません。

ところが、今日、ナラ枯れを意識しながら山林を眺めてみますと、橘峠付近を中心にして坂手あるいは馬木、そして苗羽、さらには福田方面にわたって被害は確実に広がっているように見えます。

素人の考えではありますが、このままでは爆発的に広がっていくように感じます。また、被害を抑えていくには、今しかないのではないかと思います。現時点での被害の実態と現在まで並びに今後の対策は、どのようなこととしてお考えでございましょうか、質問させていただきます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 中松議員から、ナラ枯れ被害の現状と今後の対策についてご質問をいただきました。

昨年、香川県で初となるナラ枯れが小豆島町東部で発生いたしました。このナラ枯れは、体長5ミリ程度の小さな害虫が病原菌を媒介することによって発生する樹木の伝染病で、早急に対応する必要があることから、昨年10月の臨時議会補正予算でご承認をいただき、被害防止対策に努めたところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在、被害の拡大が確認されている状況でございます。

ナラ枯れは、森林景観が大きく損なわれるほか、枯れた樹木からの枝の落下や倒木により、通行人や家屋への被害だけではなく、送電線や道路などライフラインへの被害を及ぼすおそれもあります。また、局所的に集中して被害を受けた場合には、森林の水源涵養、

土砂災害の防止等の公益的機能の低下も懸念されるところでございます。

全国的なナラ枯れの状況を考えますと、被害を根絶することは困難であることから、基本的な防除技術を着実に励行し、可能な限り被害拡大の防止に努めたいと考えておるところでございます。しかしながら、本町には専門知識を有する職員がおりませんので、専門職員を有する香川県の協力を得て対応をしている状況でございますが、より一層の支援を香川県に対しお願いしているところでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（真砂智規君） まず、ナラ枯れの概要についてご説明させていただきます。

ナラ枯れは、体長5ミリ程度の害虫カシノナガキクイムシが運ぶ病原菌でありますナラ菌によって発生する樹木の伝染病でございます。枯死被害は、ブナ科のナラ類、具体的には、コナラ、クヌギなどのうち幹の太い樹木に多く見られ、同じくブナ科のウバメガシなどにも被害が発生することがございます。

このカシノナガキクイムシは、6月から9月にかけて活動を始めますが、まずは少数のオスが健全な樹木に爪ようじの太さほどの穴を空けて侵入した後、集合フェロモンを発散することにより多数の成虫が集中的にその樹木に集まります。この虫が多く侵入した樹木は、メスが持ち込んだナラ菌の感染により通水機能を失い、急速に枯れてしまうものでございます。

また、このカシノナガキクイムシは、木の中に産卵した後、ふ化した幼虫は越冬し、羽化した新成虫が翌年の6月頃から枯死木から脱出して、周辺の新たな健全木に侵入して被害を拡大させてしまう、こういうメカニズムになってございます。

なお、木が枯れる原因は、ナラ枯れ以外にも、気象やその他の病気による場合もございますが、ナラ枯れは、梅雨明け頃から夏頃にかけて葉が萎縮して赤褐色に変色するほか、木の幹にカシノナガキクイムシが侵入した穴が多数空き、木の根元には木くずがたまっていることが大きな特徴でございます。また、大径木や老齢木は被害を受けやすいと言われております。

次に、昨年度からの経緯等についてご説明させていただきます。

昨年8月に、小豆島町安田地区など3か所においてコナラ等が枯れている箇所が確認され、国の指定研究機関による鑑定の結果、昨年9月10日にナラ枯れと判明いたしました。その後、県において詳細な被害木調査を実施していただき、具体的な対策方法を県に指導

いただいた上で、3月に町が事業主体となり防除事業を発注しまして、今年度に繰越し、5月に事業を完了したところでございます。

実施した駆除方法についてでございますが、被害木を伐倒した後、1メートル程度に切断して、それを集積し、シートをかけて密閉し、その中に殺虫、殺菌剤をまいて薫蒸する伐倒薫蒸、急傾斜地など伐倒薫蒸が困難な場所では、被害木を伐倒せずに立木のまま樹幹にドリルで穴を空けて殺虫、殺菌剤を注入する立木薫蒸を実施しました。

事業実績といたしましては、安田地区から当浜地区にかけての山林において、伐倒薫蒸を145本、立木薫蒸を312本実施いたしました。しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在、被害の拡大が確認されている状況でございます。

現時点においては、目視踏査で、昨年発生した安田地区から当浜地区に加え、坂手の北部や馬木、苗羽地区にも被害が拡大していることを確認している状況でございます。

なお、詳しい被害状況については、香川県の協力を得て現在調査中で、9月中には把握できるものと思っています。その結果に基づき、昨年と同様、県に具体的な対策方法を指導いただいた上で、被害蔓延の抑制を図るべく適切な防除事業に取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 現在のところ、幸いにも小豆島の観光の目玉であります寒霞溪のほうでは、ほぼ被害は見られていないように思いますので、それが今のところ救いかなというふうに思っておりますが、やはり、そこのほうへ伝播してまいりますと、非常に観光にも大きな影響が出るのではないかと心配をしております。

今日の私たちの生活の中で山林との関わりが非常に希薄になっておりまして、そういったところもひとつ原因になっておるのではないかというふうなこともお聞きしておりますが、やはり、この被害の状況をもっと町民の方にも知っていただいて、そして、協力体制といいますか、今後この対策を進めていく上で、そういったことが大切ではないかというふうに思います。今後ともひとつ頑張ってくださいと思っています。

次に、現在、まだまだその問題がずっと続いておりますが、コロナによりまして私たち小豆島町の財政への影響はいかかなものかというふうなことでご質問させていただきたいと思っております。

我が国では、コロナによる影響で4、6月期のGDPが3割に迫るほど低下したという報道が先日ございました。小豆島町においても、私たちは、実際どの程度、経済的な影響が出ておるのかというのは知る由もございませんが、日常の会話の中で、多くの産業にお

いて深刻な影響が出ているようにお聞きしております。

また、これは余談になりますが、今、問題となってきとりますフェリー航路の問題につきましても、このことが一因というふうに言われておるようでございます。

この状態がいつまで続くのか予測すらできないわけではありますが、町の税収をはじめとする財政にも影響が出ておる、あるいは出てくるのは必至ではないかと思いますが、当期から来期にわたりまして、どの程度の影響を町としては予測されておるのか、分かりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 中松議員から、新型コロナウイルスによる町財政への影響についてのご質問をいただきました。

ご案内のように、内閣府が昨日9月8日に発表した4月から6月期の国内総生産の改定値では、前期比7.9%の減、年率換算で28.1%の減であり、リーマン・ショックを超える戦後最悪の下落を記録したところでございます。これは、緊急事態宣言による外出自粛や店舗の休業などで経済活動が停滞し、また、欧米諸国など多くの国が都市封鎖に踏み切った影響で海外需要が激減するなど、新型コロナウイルスが日本経済に深刻な打撃を及ぼしたものと認識をいたしております。

さて、町財政への影響でございますが、現時点で最も危惧しておりますのは、町の収入全体の4割近くを占める地方交付税の今後の動向であります。

ご存じのとおり、地方交付税につきましては、所得税や法人税をはじめとする国の法定5税が原資となっており、新型コロナウイルスの影響によって国税収入が大きく減少する見込みであることから、令和3年度以降の見通しが立たない状況にございます。

例年であれば、総務省による財務省への概算要求が終わっている時期であります。総務省においても国税や地方税等の見通しが立たないことから、来年度の地方財政収支の試算が行えない状況であると伺っているところでございます。

このような状況の中、県主導の下、7月29日にウェブによる香川縣市町長会議が開催され、地方財政措置の充実を盛り込んだ共同要望を取りまとめ、8月28日には、香川県知事、市長会長、町村会長によって総務省へ提出されたところでございます。共同要望では、地方創生臨時交付金のさらなる増額に加え、町税の減収に伴う地方債制度の拡大、地方一般財源総額の確保充実などが盛り込まれているところでございます。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルスの収束が見通せない中であって、地域経済への影響や町財政への圧迫は計り知れない状況でございますが、引き続き香川県と情報共有

を図り、国の動向を注視するとともに、町村会などの関係機関を通じて財政支援のさらなる充実を要望していきたいと考えておるところでございます。

なお、町税への影響など詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、現時点での町財政への具体的な影響につきましてご説明をさせていただきます。

まず、町の自主財源であります町税につきましては、徴収の猶予制度が設けられ、固定資産税におきまして約1千万円の猶予申請がなされております。また、法人町民税につきましては、7月末時点ではございますけれども、対前年比90万円程度のマイナスとなっております。現時点での影響額は小さいものとなっておりますけれども、こちら法人ごとに決算期が異なりまして、申告時期が違いますことから、今後の動向をさらに注視したいと考えております。

なお、個人町民税につきましては、前年の所得に対して課税するものでございますことから、本年度の影響は大きくないと予想しておりますが、来年度以降、こちらは所得の減少が心配されることから、今後の予算編成等において情報収集に全力を尽くしたいと考えてございます。

それから次に、国民健康保険税と介護保険料につきましては減免制度を設けておりまして、8月末時点で申し上げますと、国民健康保険税が550万円程度、介護保険料が97万円の減免状況でございます。こちらにつきましては、その全額が国によって補填されるという予定でございます。

このように厳しさが増す財政状況の中、限りある財源を有効に活用するために、コロナの影響によって中止となった各種イベントの予算や、あるいは旅費などにつきましては、一旦不用額として処理させていただきまして、こういった貴重な財源を今後のコロナ対策、こちらに有効に活用すべく、さらなる予算の適正執行につきまして各課に通知をしたところでございます。

最後に、町長の答弁にもありましたが、財政担当課が最も心配しておりますのは、令和3年度以降の各種交付金の見通しが立っていないという点でございます。今後につきましては、国、県等から出される情報の集約を図り、各種の支援策、こちらを活用するとともに、町としても、地方債や、あるいは基金の有効活用など、あらゆる手段を講じてコロナ危機を乗り越えたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） コロナのために中止といいますか、執行されなかった予算というのがあるということでしたが、逆にコロナのために必要になってしまったというふうなのもあるんじゃないかと思うんですが、そのあたりとの対比はいかがなものでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） まず、コロナによって必要となった予算というのは、これまで5月の臨時議会、6月の通常議会、それから7月の臨時議会におきまして、それぞれ予算を計上させていただいております。規模的には相当大きな額でございますけれども、こちらは、地方創生の臨時交付金等々を活用しております、中止等々になった予算と比べてどうかということですが、やはりコロナ対策というのは相当大きな規模ですね。事業者支援あるいは子育て中の家庭への支援、あるいは今回計上させていただきます病院への支援、相当大きな規模になりますので、比較という意味でございますと、やはり対策のほうが相当大きいということでお考えいただければと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 今後の予算の見通しが、今のところ、現時点としては非常につきにくいというふうなことだと思うんですが、そういうふうな現状の中で、今後、町政を進めていくについて、町のこれまでの姿勢あるいは方向性、こういったものに大きな変化といたしますか、そういったところはあるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 我々町の執行部といたしましては、やはり総合戦略に基づきまして町政をやっていくという大きな目標を立てております。一方、その財政的な裏づけっていうのが必要でございます、議員のご心配は、恐らく中期財政計画の見直しをするのかというご質問かと思っておりますけれども、こちらはもちろん、最新の情報で毎年見直しをするというお約束をしておりますので、可能な限り国、県の情報をいただきながら、この5年間程度の財政見直しを立てながら、町の活性化に向けた取組については、総合戦略に基づいて変わらずやっていくという方針でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） ここ二、三年の間、とりわけ、非常にかじ取りが難しいのではないかと思いますけれども、めり張りのついた行政をぜひとも実行していただきまして、町民の方が皆さん幸せに毎日過ごせるように、そのような努力をお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は13時、午後1時とします。

休憩 午前11時33分

再開 午後0時59分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、3点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルスの感染の急激な拡大が、医療の逼迫、さらに医療崩壊を引き起こすことが強く懸念されています。にもかかわらず、政府が感染拡大抑止のための実効ある方策を打ち出さず、反対に感染拡大を加速させる危険を持つGo To トラベルなどの実施を強行するなどの姿勢を取っていることは重大です。誰がウイルスを持っているかわからない、また無症状でも感染するという一方で、経済活動をはじめ、あらゆる活動が制限され、住民は大きな不安を感じています。

感染急拡大を抑止し、住民が安心して生活ができるようにするには、PCR等検査を文字どおり大規模に実施し、陽性者を隔離、保護する取組を行う以外にないと思いますが、いかがでしょうか。

また、PCR検査体制、医療の受診抑制の現状と対策はどうなっているのか、お尋ねをいたします。抗原検査、PCR検査への町独自補助、特に医療、介護、福祉、保育、学校などでの検査が必要ではないでしょうか。

次に、経済の落ち込みもまた深刻で、生活や営業が困難になっている町民も大変多くなっています。町の各種給付金は対象の町民に全て届いているのでしょうか、給付状況はどうなっていますか。また、国保、介護保険などのコロナ減免の申請状況はどうでしょうか。対象になる人に全て届いているのかどうか、お尋ねをいたします。

また、今の制度で足りない実態があるのではないのでしょうか。生活支援と併せ、地域経済回復に向けたさらなる支援や給付についてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問のうち、初めに、PCR検査の大規模実施等についてお答えをいたします。

PCR検査は、息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状があり、新型コロナウイルス

ス感染症が疑われる場合、医師の判断によりPCR検査が実施されることとなっております。

現在、香川県では、PCR検査は、医療機関で検体を採取し、香川県環境保健研究センターでウイルス検査を実施しております。新型コロナウイルス感染者の増加を受け、同センターの検査体制の強化が行われたものの、検体を採取する医療機関、ウイルス検査を行う機関のいずれにおきましても、人員、機材ともに限りがある中で感染症対策に当たっているのが現状であります。

県内では、高松市や丸亀市などの3医師会がドライブスルー方式の検体採取を実施するなど、迅速な感染者の発見、治療につなげる取組が進められております。小豆島中央病院におきましても、病院内でPCR検査を行えるよう機器整備が進められており、年内にでも検査が行える見込みとお聞きをいたしております。

ただし、これは新型コロナウイルス感染症が疑われる場合に、迅速に処置できるようにすることが目的であります。限られた人員で島の医療を担う小豆郡におきましては、まずは医療体制を維持することが重要であり、現状では、予防、スクリーニング的なPCR検査を大規模にできる体制にはないと考えております。このため、まずは、手洗い、せきエチケット、3密の回避など新型コロナウイルス感染予防対策の徹底について、引き続き啓発に努めたいと考えているところでございます。

次に、医療機関の受診状況でございます。

小豆島中央病院の状況を見ますと、外来は17%、入院は7%の減となっており、小豆島においても、新型コロナウイルス感染症への感染の懸念から、医療機関への受診を控える傾向が見られます。過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性もあることから、国の通知を受け、適切な受診についてホームページに掲載するとともに、広報紙での啓発を予定しているところでございます。

2点目の生活や営業への支援や給付につきましては、これまでの補正予算において、可能な限り実施していると考えているところでございますが、今後、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、さらなる支援が必要な場合は適宜検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、これまでの各種支援、給付の状況につきましては、担当参事から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 鍋谷議員のご質問のうち、これまでの支援や給付の状況についま



して、8月末までの交付決定ベースを基にご説明をいたします。

まず、事業者に対する支援の状況でございますが、会社法人向けの地域産業持続化給付金につきましては、122社3,828万円、個人事業者持続化給付金につきましては、99事業者990万円となっております。これらは、いずれも申請期限が来年3月1日までとなっておりますことから、予算額に対する8月末までの交付決定額は、地域産業持続化給付金で約50%、個人事業者持続化給付金で約37%となっております。

次に、個別の業種に対する支援として、宿泊や土産物事業者向けの観光関連事業者応援給付金につきましては、58事業者1,570万円となっております。こちらも来年3月1日までが申請期限となっておりますが、事業者の方の反応がよくて、予算額に対する8月末までの交付決定額は約75%となっております。

同じく、飲食店向けの新しい飲食店スタイル応援給付金につきましては、57店舗1,140万円、予算額に対する交付決定額は約50%となっております。こちらは、飲食店における速やかな感染防止対策を応援する趣旨から10月末を申請期限としておりまして、いまだご申請いただいていない飲食店につきましては、今後、感染防止対策の速やかな実施と給付金の利用について、電話等で個別にご案内してまいりたいと考えております。

なお、香川県の制度に上乗せ給付する形で実施をいたしました感染拡大防止協力金につきましては、7月末で申請が終了しておりまして、94事業者775万円、予算に対する執行率約75%の実績となっております。

次に、生活に対する支援でございますが、本年3月に中学校を卒業した生徒及び4月の児童手当対象者1人当たり、国が1万円、町独自に2万円の計3万円を上乗せ給付する子育て世帯臨時特別給付金につきましては1,378名4,134万円、執行率は約95%、独り親家庭の児童手当受給者1人当たり2万円を町独自に上乗せ給付する独り親家庭等臨時特別給付金につきましては158名316万円、執行率は約89%、特別児童扶養手当受給者1人当たり2万円を町独自に上乗せ給付する障害児世帯臨時特別給付金につきましては17名34万円、執行率は約94%、また、本年4月28日以降に出産予定の妊婦の方に1人当たり10万円を給付する妊婦臨時特別給付金につきましては48名480万円、執行率は約69%、高校2年生、3年生の年齢の方1人当たり3万円を給付する高校2・3年生等臨時特別給付金については171名513万円、執行率約86%となっております。

また、コロナ禍による収入減少等によって就学の継続が困難とならないよう町の奨学金制度を利用している大学生等のうち、一定の条件を満たす大学生等に1人当たり5万円を

給付する大学生等修学支援金につきましては13名65万円、執行率として約19%となっております。

最後に、国保税や介護保険料の減免についてでございますが、中松議員への答弁にもございましたとおり、国保税につきましては26名、減免額にして約550万円、介護保険料につきましては16名、減免額にして約97万円となっております。

なお、町長からも申し上げたとおり、今後の状況を注視しながら、必要に応じて、さらなる支援を検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） まず、PCR検査体制の問題ですけれども、確かに多くの検査を行っているのは、地方自治体独自では難しいと思います。だけれども、誰が感染しているか分からない状態というのは本当に不安があるわけで、PCR等検査の抜本的拡充と、また医療機関の減収補填ということで、ぜひ国に対して、政府がイニシアチブを発揮してお金も出すよう町としても求めていただきたいと思います。その点、ぜひよろしくお願います。全国知事会でも緊急提言を出しております。町としても、そういう活動をお願いいたします。

給付の問題ですけれども、今、幾つか報告がありました。その中でお尋ねしたいのは、子育て世帯、独り親、特別児童、妊婦、高校2年、3年の給付ですね。これは、人数と予算というのは分かっていると思うんですけれども、95%とか八十数%とかっていうことで、これは100%になることはないんでしょうか。もらえてない人はいるんじゃないでしょうか。その点、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 対象者について、事務局が把握している人数を申し上げます。

児童手当は1,378名、独り親が158名、障害児のほう、特別児童扶養手当、こちらが17名、あと妊婦につきましては現在48名。こちらの児童手当につきましては、公務員等につきましては、給付のほうは本人申請になっておりまして、ちょっと普通のサラリーマンと違いまして、こちらのほうが口座を把握していないという状況がありまして、多少手続が期間的に一月半ぐらい遅いような状況にありますので、こういう状況になっているのかと思います。あと障害児のほうにつきましては、対象者が少ないので、あと1名という状況です。以上です。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 高校2、3年生等の臨時特別給付金につきましては200名ということで、そのうち86%ということですので、100%を目指して、また申請を受けていきたいと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 予算もあるわけで、全員が受けれるように周知徹底をよろしくお願いしたいと思います。また、それ以外の事業者に対する給付についても、まだ期間がありますけれども、申請できなかつたとかということがないように周知徹底をお願いしたいと思います。

その中で一つお尋ねなんですけれども、事業者への給付の中で、町民税などを完納している者という条件があるんですが、これも分かるんですけれども、今回の給付っていうのは、新型コロナ感染の問題で、普通の給付とは違うと思うんですね。町民税を滞納している方も給付をできるような形にしてもらえないかと思うんですけれども、例えば、給付されたお金は滞納分に充てるという約束をして給付をすとか、そういう相談というか、そういうやり方とかはできないんでしょうか、その点をお尋ねしたいと思います。それで、そういう方が何人かおられるんじゃないかと思うんですけど、それは把握はできていますでしょうか。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 今回の事業者向けの給付金につきましては、窓口でご相談に来られた際に、仮に町税が完納されていないということが分かった場合に、事業者の方とご相談して、逆に事業者の方が完納されて給付を受けるといったような件が何件か出てきております。なので、基本的に町税の完納というのは義務でございますので、そこを緩和するというのは、なかなか難しいことかもしれませんが、要は、窓口で相談の上、滞納に給付金を充てるとか、そういったことは可能で、今現在もやっておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） じゃあ、相談に行ったら可能だという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 参事。

○参事（大江正彦君） 先ほど申し上げましたように、窓口にご相談に来ていただいて、町税が完納されていないから今回の給付金の対象にはならないといったケースは、まず町税

を完納いただいて給付金を給付するということになるかと思えます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 新型コロナ感染症対策としての給付金で、国からのお金が出てくるわけで、ぜひ全ての困っている町民の方に給付できるように検討をお願いしたいと思います。また相談をしたいと思えます。

国保と介護保険の免除というか、減免の申請の件ですけれども、これまだまだ対象になる業者の方とかは、町民の方はいらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、申請がこれだけ、あと相談とか窓口についてはどうなってるんでしょうか。なかなか町民の方、役場に行きにくいとか、そういう声もちょっと聞いているんですけれども、書類を送ってもらって郵送で申請するとか、そういうこともできるんでしょうか。

また、給付金をもらってる方っていうのは、3割、5割売上げが減ってる方なんで、そういう方で国保の方は対象になるということが分かると思うんですけれども、町のほうから対象になるんじゃないかというような連絡とか、そういうことは無理なんでしょうか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 国保の保険税の減免についてお答えさせていただきます。

現在、先ほど答弁がありましたとおり、8月末現在で人数が26名で、こちらの方で549万6,900円の減免を行っております。これにつきまして、申込みと申しますか、相談はまだ年度内いけますんで、これについては、気になる方はご相談いただけたらと思えます。

ただ、こちらのほうから、この方が対象になるかどうかというのは、なかなか把握が難しいところがありまして、いろんな業種の方がありまして、本当に想像してないような多種の業種にわたっておりますんで、なかなかこちらからお知らせするというのは、一般的な広報とか納付書に通知して併せていくっていうような形がメインになるかと思えます。

ただ1点だけ、減免できないケースがありまして、もともと申告されたときに所得が0円申告っていうか、マイナス申告されますと、引くものがなくなるので、それについては、ちょっとお断りというか、できないというような対応でご説明させていただきたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 自分がそういう対象になるかどうかということが分からない人もいると思うんですね。分かってても、なかなか行きにくいってこともあります。できるだけ該当される方には、そういう減免が実施できるように、周知を含めて親身な相談をしていただけたらと思います。

さらなる支援や給付については今後検討するという事なんですけれども、国の地方創生臨時交付金は9月末が締切りだと聞いてるんですけれども、小豆島町では、今以上の申請ってするのはする計画というか、それはないんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） お尋ねの臨時交付金、9月末じゃないかというご質問ですが、内閣府から言われておるのは、12月が最終の第3次という受付になりますけれども、そちらのほうが最終の期限と、今のところはそうなっていますが、こちら知事会等々でも延ばしてほしいみたいな意見もありまして、ちょっとまた変わるかもしれませんが、今のところは12月ということでご理解いただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） それでは、ぜひさらなる支援、給付について十分検討していただきたいと思います。

その中で一つ提案なんですけれども、学童保育の指導員に対する自治体の独自給付っていうのが広がっているんですが、これについて、医療とか福祉の方には国が慰労金という形を出してるんですけれども、学童保育指導員についてはそれがありません。それで自治体が独自給付を行うということが広がっているというふうに聞いておりますが、これについて、町のお考えはどうでしょうか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 検討させていただきます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） ぜひ検討をお願いします。それで、学童保育指導員に限らず、幅広く困っている人に対する給付をしていただけたらと思います。

次に行きます。

2番目は、子供の権利保障と虐待対策についてです。

1989年に国連で採択された子どもの権利条約の第12条は、子供に関わる全てのことについて、子供は自分の意見を自由に表し、きちんと聴かれる権利を持っているとうたっています。安倍晋三首相が2月27日夕方、全国一律休校要請を突然発表したことは、子供や学

校関係者には寝耳に水でした。一方、デンマークやフィンランドでは、首相自ら子供記者会見を行い、コロナや休校の必要性を分かりやすく説明し、友達との誕生日会はキャンセルすべきですかなどの質問に直接答えました。権利条約に基づき、子供を権利を持つ主体として認め、大人と同じ一人の人間として尊重しているかどうか、この違いに表れています。

政府、自治体は、子供の声をよく聴き、権利条約の視点をコロナ対策に取り入れるべきであり、適切な情報提供とメッセージの発信、全ての子供たちの多様な育ち、学びを保障し、格差を生まない対策なども急がれると考えますが、どうでしょうか。

また、障害のある子供、不登校の子供、家にいられない事情の子供などには、きめ細かな支援が必要です。経済的困難にある子供の支えも不可欠で、家庭のストレス増大で高まる虐待リスクへの対応は急務です。特に、今、全国で児童虐待による悲しい事件が多く発生し、大きな社会問題になっている上に、さらにコロナ禍で虐待が増えていると報道されている中、本町でも5月に、父親が13歳の娘を殴って全治約2か月の大けがをさせるという事件がありました。子供の虐待対策と相談窓口などの取組の現状と今後の課題について、どうお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 子供の権利保障と虐待対策についてのご質問をいただきました。

児童虐待は、子供自身の健やかな成長及び人格形成に大きな影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことから、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題でございます。

小豆島町では、子供に限らず、高齢者、障害者など全ての虐待防止のため小豆島町虐待防止等ネットワーク会議を設置し、関係機関との連携を図り、自立に向けた支援を行っているところでございます。

本町における児童虐待の相談窓口は健康づくり福祉課が行っておりますが、香川県子ども女性相談センター、小豆保健所など県内の関係機関が連携し、早期対応、継続支援に努めているところでございます。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により学校の休校、外出の自粛など生活環境の急激な変化があり、子供への虐待リスクが増大すると懸念されているところでございます。厚生労働省が公表した本年1月から5月までの各月における児童相談所での児童虐待相談対応件数は、前年と比較して全国的に増加している傾向がございますが、対応件数自体が年々増加しているため、新型コロナウイルス感染症の影響によるものかは明らかにな

っておりません。

これは本町も同様でございますが、いずれにいたしましても、虐待を受けた子供たちには長期的な支援が必要です。そのため、虐待を受けた子供が大人になり、家庭を持つまでの一生を連続して支える見守り支援策を、町のみならず地域社会でつくっていくことが課題であると考えております。

子供の権利保障につきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 鍋谷議員の子供の権利についてのご質問に答弁いたします。

子どもの声をよく聴くことにつきましては、年1回ではありますが、こども議会を開催しております。小学生の代表の方から多岐にわたる質問や意見をいただき、その一つ一つに丁寧かつ真摯にお答えしているところであり、今後も継続して実施したいと思っております。

本町におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業の要請を受けて、本町でも3月3日から24日まで、また4月13日から5月31日までを小・中学校臨時休業としました。この期間中については、児童・生徒に課題学習を課して担任が週1回程度の家庭訪問を行うなど、児童・生徒の健康状態とともに学習状況を確認するなど子供たちに格差が生じないように努めてまいりました。

また、この臨時休業の影響によりまして、夏休みが前半10日、後半10日間短縮されましたが、この期間につきましては、県教委からの補習のための指導員派遣事業がございまして、希望する学校に講師や学習支援員を配置したところです。

また、9月1日からは、学びの保障のための加配教員追加配置事業がありまして、これについても、希望する学校に加配教員を配置するなど児童・生徒に学習上の格差が生じないよう適切に対応しているところです。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための3つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いや手指消毒など新しい生活様式が求められております。学校においても実施しているところですが、児童・生徒、また教員も含めまして不安やストレスを確認した場合には、各学校に配置してありますスクールカウンセラーまたスクールソーシャルワーカーを活用して相談に乗っているところです。

今後も、補助制度を十分に活用しながら適正な人員配置に努めて、児童・生徒の学習や健康に十分配慮してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 時間があまりないんで、2点だけお尋ねします。

今の説明の中で、加配について希望する学校に加配してると言いましたけど、これは希望するところ全部にいけてるんでしょうか。希望したけどできなかったっていうこともあるんでしょうか。

それと、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーに相談ということですが、相談件数は増えているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 希望する学校と配置する教員免許を持った人材の関係があります。教員免許を持って退職された方が主になるんですけど、既に各学校で初任者指導であるとか、広域の若竹教室とか、いろいろその教員資格を生かして働いている方がおります。そういう中で時間の取れる方ということなので、人材に限定があります。町内、郡内と言ってもいいんですけど、数人おまして、その中で学校と協議して希望する学校と調整して配置したということになります。

スクールカウンセラー等の相談につきましては、特に6月から学校を再開しましたけど、例年と比較して、今回のコロナの休業があったからということで、特に件数的には増えていないということでございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 引き続いて、この問題については注視していきたいと思えます。

最後に、少人数学級の実施についてということでお尋ねします。

今の問題とも絡まるんですけども、新型コロナウイルス感染症の中、子供たちは、かつてない不安を抱え、学びの格差も深刻です。専門家は、大人だとストレスを減らす行動が取れる。子供は気持ちを飲み込んで我慢してしまうと指摘しています。それだけに、子供一人一人の学びを支え心のケアを行う、手厚く柔軟な教育がどうしても必要です。逆に、学習の遅ればかりを気にして授業を機械的に詰め込めば子供に新たなストレスを課し、学習も身につかないという深刻な結果となりかねません。

また、感染拡大防止の点でも、現在の40人学級は無理があります。子供は直接触れ合っていて育つだけに、身体的距離のしゃくし定規な強要はできません。しかし、一番長く座っている授業の席は、身体的距離の保障を目指すのが大人の責任です。子供への手厚く柔軟な教育のためにも、感染症対策のためにも、学校の教職員やスタッフを思い切って増やし、20人程度の授業などができるようにすべきであり、どこから見ても、少人数学級の実現は



待ったなしだと思えます。少人数学級の実施について、どうお考えでしょうか。

特に本町では、今、池田小学校の3学年で30人以下学級にできれば、小学校で30人以下学級を実現することができると思うんですが、ぜひ安心・安全な少人数学級を実施していただきたいと思えますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 鍋谷議員の少人数学級についてのご質問に答弁いたします。

子供一人一人の学びを支えること、心のケアを行うこと、そのために手厚く柔軟な教育を行うことは大切だと考えています。

小・中学校の1学級の児童・生徒数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で、小学校1年生のみ35人、小学校2年生から中学校3年生までは40人となっています。また、香川県におきましては、香川型指導体制として、小学校の2年生から4年生と中学校1年生を35人学級となるよう教員の配置をさせていただいております。さらに、それ以外の学年におきましても、36人から40人の学級につきましても、少人数指導の加配教員を活用して少人数学級にすることができるようになっております。

具体的に言いますと、小豆島中学校2学年につきましても、通常学級在籍生徒数が77人ですので、通常ですと2学級になりますが、この制度を活用して実際には3学級編制としております。

さて、池田小学校は、30人を超える学年が3学年ありますが、特別支援学級に在籍する児童がいますので、鍋谷議員ご提案の30人学級とする場合、対象となるのは6年生のみになります。教員の配置において、1学級の人数がおおむね25人を超える学級がある学校については少人数加配があります。この少人数加配を活用して、6年生におきましては、国語と算数の授業の際に、2つの教室に分かれて少人数による指導を行っています。また、社会科では2人教員による授業を行うなど、できる限り少人数や複数教員による授業を行い、一人一人の児童・生徒に即した柔軟な教育に努めていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 小豆島では、子供の数も減っているということで柔軟な対応をされてるということなんですけども、やはり国の基準が40人というところが本当に大変な状況になってると思えます。国に対しても少人数学級を求める動きが、今、全国で広がっているところです。本町でも、そういう声を広げていただけたらと思えます。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 7番大川新也議員。

○7番（大川新也君） 私のほうから3問質問したいと思います。

まず、急ぐべきでは、学習環境の整備。

先々月になりますか、7月9日、臨時議会で承認されました保育、学習環境の整備の中で、各4小学校に特別教室への空調の設備を行う。また、各学校にコロナ関連で網戸を設置をすると、また、町内幼稚園に空調設備を全教室につけるといふうな、わざわざ臨時議会を開いてコロナ関連の補正予算を承認したと思いますが、実際のところ、まずは空調設備の進捗状況はどのようになっているのか、確認したいと思います。

私は、8月20日から小学校が新しい学期といいますか、1学期の延長の授業が始まりました。その前日の8月19日に4小学校を訪ねまして、空調の関係はどのようになっているかと確認させていただきました。その時点で星城小学校5基設置するのに、今のところ0、安田小学校が3基のところ0、苗羽小学校は3基設置予定が、工事中ということで、20日には間に合うかどうか分かりませんという状況でした。池田小学校におきましても、5基つける予定が0、いまだについておりませんでした。

明日から、次の20日から授業が始まるのに、7月9日の臨時議会での、この対策予算が上がったときに、小学校夏休みの短縮、また少人数教室への対応というふうなことで、この予算が急遽臨時議会で上がったと、承認できたと思いますが、なぜ、そういった急いですべきことを、学校が始まるのにまだできてないのか。そのあたり、やはり急いですべきじゃないんですか。子供たちに暑い中で授業を受けさすんですか、これね。そのあたり、状況はどのようになっているか。

また、私、8月27日にも再度各4小学校へ行きました。苗羽小学校はついておりました、全て。それ以外は、まだ工事中のところもあるし、ついてないところもありました。そういったあたり、これ教育長、各学校に確認に行きましたか、状況はどのようになっているか。子供たちのために急ぐべきものは、やはりつけるべきじゃないですか。そのあたりの状況はどのようになっているのか。

また、8月27日に池田小学校に参りました。そのときに、池田小学校の空調設備、今のところ、学校の先生に聞きますと、今はちょっと工事がストップかかっています。それはなぜかと聞きますと、9月9日、今日の議会で、議案にもあります700万円を、空調設備に700万円を超えるから議会の承認が要るといふうな、後で調べましたら、そういうふうなことでした。

やはり、これ専決処分というのがあるんですから、急がないいけないものは、わざわざこの議会まで工事を中止して、子供たちは、その暑い中で勉強をさすんですか、これ。そのあたりの対応はどのようになっているのか。

また、空調に関しましても、工期が9月30日というふうに教育委員会で確認しました。9月30日、もう涼しくなりますよ。この夏、暑いときに要るエアコン、クーラー、冷房設備ですよ。そういったあたり、子供たちに暑い中で勉強さすんですか、対応を早くするべきではないかと思います。

関連で、幼稚園のほうですけど、星城幼稚園はまだついておりません。今日も朝確認しました、まだ工事の車がありました。そういったところで、これも9月30日が工期だと思うんですけど、そのあたりは、どういうふうな考えをしているのか、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 大川議員の学習環境の整備についてのご質問に答弁いたします。

各小学校、幼稚園などの空調整備予算につきましては、7月9日開催の臨時議会におきましてご承認いただき、その後、7月17日に入札執行通知を業者へ発送、8月5日に落札業者を決定しております。当然、早く設置したいところですが、メーカーによっては、長期のお盆休みのところがあることなどからエアコンの納品が遅れている業者があります。

現在の進捗状況は、苗羽小学校、苗羽幼稚園は設置が完了しており、8月27日から稼働しています。また、星城小学校は9月10日から稼働ということになります。また、星城幼稚園は、エアコンの納品は完了しておりますが、電気設備の工事の関係で、これについては9月末の稼働となる予定です。残りの安田小学校、安田幼稚園、橘こども園、福田こども園はエアコンの入荷が遅れておりましたが、工期である9月末までには設置を完了する予定になっております。

また、先ほどご質問にもありましたが、池田小学校は予定価格が700万円を超えることから本議会に議案を提出しておりますので、ご承認後、早急に契約をしてまいります。

なお、小学校の空調機器につきましては、これまでに普通教室は100%、特別教室が約50%の設置状況ですので、夏休みを短縮して行った授業の期間につきましては、この特別教室をできるだけ有効に活用するなど学校内で調整、工夫をしております、最低限になりますが、空調を設置した部屋で授業が行えているということになります。

今回の空調機器の整備によりまして特別教室も100%設置となります。全ての教室を整

備することになりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） いや、そういうふうなことじゃないんですよ。子供たちのことを考えて、すぐにでもできるんじゃないんですか。納品遅れとか、そういうなんは理由にならないですよ。納工期を8月19日と決めたらよかったですよ。そしたら、それに前もって全ての入札動向も前もってやったらよかったですんじゃないんですか。早めにやっていったらよかったですんじゃないんですか。夏休みが終わるまでに間に合わそうという気がないんですよ、教育委員会。

役場の中は冷房完備で涼しいですけど、特別教室がついてなかったら普通教室でやれと、学校によったら、そういうなところもあるかも分かりませんが、やはり、そういった危機感がないですよ。教育長、各学校に行きましたか、確認。行ってないでしょ。そのあたりを、もうちょっと考えてあげましょうよ。

9月10日から星城小学校、もう涼しくなりますよ、エアコンは要らないですよ。窓を開けたら十分ですよ。そういったところを先先とやっていく。また、池田小学校に関しましても、先ほど言いましたが、早めにやって、納品遅れじゃどうのこうの、また議会の議決を経た工事はできない。実際、これは予定価格で700万円を超しとったから議会にかけないかんのに、実際に落札された金額が六百九十何万円ですね。そんなもんじゃないと思うんですよ。もうちょっと先、先にやれなかったものか。もう今言うても、これ仕方ないです、今日から涼しくなりましたから。学校もエアコンも要らんかも分からん。窓も開けたら十分涼しげな風が来ると思いますから、そのあたり、もっともっと子供たちのことを考えてやっていただきたいと思います。

もう一点ですけど、今年度、学校の環境整備に関連しまして1件質問します。

今年度の予算で星城小学校のトイレ改修が入っておりました。いまだ星城小学校、トイレ改修、工事中ですよ。これはいつまでにできるのか。今年度の予算、3月で承認でしたかね、それから何か月たってます、もう。6か月、半年たってますよ。承認して入札して決定して、いまだ工事してますよ。そのあたりは、どのような工期で決定したんですか。今年度の予算ですよ、これは。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 星城小学校のトイレにつきましては、ちょっと今、課長とも話したんですけど、細かいところは覚えてないんですけども、今年度初めに実施設計を作って、通常の年の流れで言いますと、4月、5月、6月で実施設計、その後入札して、7

月、8月、9月で工期で、夏休みを利用して工事をするというふうなのが去年の苗羽小学校の流れなんで、今年度の星城小学校についても、臨時休業があったんで、設計があれば早く発注もあったんですけど、実施設計自体が今年度、工事の発注を7月予定で、工期を夏休みを使った9月末というのが通常の小学校等の改修工事の流れだと思います。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） それは通常でしょう。今回は、これ3月ぐらいからコロナで休校になってどうのこうのとあったんですから、通常でない、緊急で学校が休みの間に工事にかかれるような、そういうふうな考えはなかったんですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 3月に休校ということなんですけど、今申し上げたように、実施設計をする期間が当然ございますので、4月、5月に設計して、あと発注ということであれば、7月発注で9月が工期という流れ、これ自体がちょっと変更が利きにくいという状況でした。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 何度も言うようなんですけど、せっかくトイレを改修するんであれば、その学校の状況を考えて、流れでいくんじゃないしに、特例で早めに早めにできんもんですかね、それが。きちっとしたことをするんは当たり前のことかも分かりませんが、やはり改修できるように、今回、今年は特別なんですから。ぜひ今後、そういうなことがあったら臨機応変にやっていただきたいと思います。

時間がありませんので、2問目に参ります。

昨年12月、オリーブバスの関連で私が質問させていただいた中で、交通弱者への対応で、タクシーチケットの配付とか、また介護タクシーの通院への介助とかいろんなサービス、また地域資源であるタクシー、こちらを、まずは活用しながら困難を乗り越えたいというふうな答弁がありました。

地域資源であるタクシー。先日、7月だったと思います。地区内の高齢者の方から、夜8時30分頃にご主人が体調が悪くなりまして、車椅子の方ですけど、体調が悪くなりまして、タクシーを呼んで小豆島中央病院へ参りました。検査、処置等を行って帰るのが9時半頃になったそうです。タクシーで行ったときに、本当は緊急ですから救急車を呼んで行くべきですけど、やはり、この頃の高齢者の方、救急車を呼ぶと大ごとになるというふうなことで、タクシーを呼んで地元のタクシーを使ったらしい。病院に着いたときに、このタクシー会社にお迎えをお願いしますと言うたときに、ここのタクシー会社の運転手が、

9時以降は営業しませんので、迎えには来れませんというふうな話があって、その方は頼る人もいないし、友達にも電話するにも気の毒だし、いろんな方法で帰りの便、9時半頃です、探して家までついて帰ってきたそうです。

12月の、先ほど私が言いました答弁で、地域資源の交通、小豆島に2社タクシー会社がございます。2社とも確認しますと、午後9時以降はタクシーが営業してない、そんな状況です。これ高齢者、どうしたらええんですか。小豆島中央病院で寝泊まりするんですか。どうしても家庭に帰りたい。緊急のときに救急車で行っても、帰りは自分で帰らないかん。そんな状況で、これで地域資源のタクシー、何らかの方法で深夜営業、そういうようなところは、やはり町のほうから考えて、行政のほうで考えなければならぬのじゃないでしょうか。全て救急車を呼んで、帰りは、それぞれ皆さん、勝手に帰ってください。知人とか家族がおれば問題はないんです。これだけ高齢者が増えて免許返納者も増えたんですから、そのあたり夜間の対応をどうしたらええんですか、これ。

私も不安になりました。今は車を運転できますけど、夜間もし急病人が出て、救急車を呼ぶべきなんですか、そのあたりのことについてお願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から、夜間時の交通弱者への対応についてご質問をいただきました。

ご質問の趣旨は、夜間の急病時に、救急搬送等で病院へ運ばれた方あるいは付添いの方が、その日のうちに帰宅される場合の交通手段をどのように考えればよいのかということではないかと存じます。

まず、1番目の対応といたしましては、町内の民間タクシーの利用が考えられますが、新型コロナウイルスの影響もあり、ご指摘のとおり、現在は午後9時までの営業とお聞きしているところでございます。このため、小豆島中央病院では、深夜でも利用可能な介護タクシー事業者の情報をご案内しているというふうに伺っておるところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症が収束した後の取組にはなりますが、どうしても交通手段が確保できない場合の緊急避難的な対応策として、ご家族の方が一晩程度付き添われる場合には、患者さんのお近くで仮眠を取り、翌朝ご帰宅いただくのも現実的な対応になると考えております。実現に向けて小豆島中央病院と調整してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 今のシニアの介護タクシー。介護タクシーというんは、介護の等

級がないと利用できないんじゃないですか。そのあたり、もう少し詳しく、利用ができる  
と言うんですが、これ町民に周知できてますか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 少し詳しく。現在、介護タクシーですけれども、町内に  
3社ございます。基本的には24時間営業体制をとっておると確認しておりまして、た  
だ、利用できる方が、例えば障害がある方とか介護認定を受けてる方とか、あるいはちょ  
っと調子が悪くて、歩くのが少ししんどいというような方が利用できると。それから、先  
ほど大川議員の質問にもありましたように、救急車で行かれた方、これの帰りですね、こ  
ういった方は、当然、急病を発症してる方でありますので、利用できるものということで  
考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） その周知はできてるんですか。それは答弁なかったです。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 小豆島中央病院のほうでは、利用できるタクシー会社  
の一覧を、パウチといましてチラシみたいなものですけど、そちらに、家族の方あるいは  
本人の方に利用されますかということで看護師さんをご案内をいただいているというこ  
とで昨日も聞いてまいっております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 病院でそういうチラシをくれる、町として全戸に周知すべきじ  
ゃないですか。そんな制度は、初めて私も今日聞きましたけど。

それと、障害、介護認定、歩けない、これは病院に関してでしょうけど、夜間の交通、  
そんなことから考えたら、健康な人でも病院へ行くとき、急に調子が悪くなって、ありま  
すよね。そしたら、障害もない、介護認定も受けてない、歩けるのは歩ける。そしたら介  
護タクシーも呼べない、病院で寝泊まりするということでもいいんですかね。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） すいません、私の言い方が少し悪かったようでござい  
まして、救急車で搬送される方っていうのは、当然、何かの疾病といいましょうか、病氣  
を患って運ばれると考えております。そういった方は、当然、お体の調子が悪いという方  
ですので、これは歩行が不自由ということが該当すると思いますので、これは利用ができ  
るということでございます、帰りですね。これは介護タクシーを利用できるというルール  
になっております。

それから、周知ですけれども、現在、介護保険事業計画のほうで、そういった介護タクシーのことを少し載せてるところがあるんですけど、まだまだこれは不足しているということもございますので、ちょうど今年が介護保険事業計画の見直しの年でございます。そういった中で、住民の方々にお知らせをしていければと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） ぜひ町民への周知、そしたら、私がさっき言った問題なんか起こらないんです。

それと、小豆島中央病院の看護師さんが、全ての人があることを知っているかどうか。病院へ来られた患者さんに、そういったことを全て連絡できているかどうか、そのあたりも問題があるんじゃないかと思っておりますので、町として広報に載すなり周知することを希望したいと思います。

3点目へ参ります。

戸別受信機に対する考え方はということです。

9月の町広報紙に「戸別受信機は、台風・地震などの非常時の情報伝達や役場からのお知らせをお伝えする」というふうに掲載されておりました。現在、朝7時と夜、今は秋、冬時間ですから6時ですか、戸別受信機で放送されておりますが、実施に、この放送の内容が、町民からしたら必要のない内容までしつこく何回も放送があると、もう耳障りやというふうな方もおいでます。

また、この受信機のメンテナンス。設置してからかなりになると思いますが、電池交換とか、もうスイッチを切ったままとか、そんな家庭もかなりあると思うんですね。そのあたりで、放送の内容の制限はあるのかないのか、何でも全て放送するのか。一例を出しますと、年金相談とか悩み事相談とか何度もあります、しつこいぐらいにね。そのあたりを、やはり緊急でどうしても町民に伝えなければならないようなことを、この戸別受信機、放送で伝えていただきたいというふうな声が多いです。

そのあたり、放送の内容制限と受信機のメンテナンス、どのような対応をしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から、戸別受信機に対する考え方についてご質問をいただきました。

ご質問のとおり、9月号広報紙で「戸別受信機の使用に関するお願い」について、町民の皆様がいま一度周知をさせていただきました。去る6月定例会の大川議員からのご質問



の中でも、町民の皆様には町の取組などを、適宜、的確にお伝えする情報発信手段として、防災行政無線はその一つであると答弁をしたところでございます。

防災行政無線は、小豆島町地域防災計画に基づき、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑にするとともに、平常時における行政一般に関する情報を迅速かつ的確に伝達するために設置されております。さらに、J-ALERTや遠隔制御装置による消防署からの消防団の招集及び各公民館からのお知らせなども十分に活用されているものと認識をいたしております。

なお、戸別受信機のメンテナンス及び放送内容などにつきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 議員ご指摘の戸別受信機につきましては、台風時等に屋外子局だけでは十分に聞き取れないことがありますので、町村合併を機に整備したものでございます。現在、町内の各家庭、それから事業所などに約7千台の戸別受信機が設置されております。

メンテナンスに関しましては、音が出ないとか聞き取りにくいなどのお問合せをいただきましたときに、総務課の職員が直接ご家庭のほうに出向きまして対応をしているところでございます。その多くは、議員からもお話がありましたけれども、電池切れが原因のことがよくございます。それから、環境の変化などによりまして受信状況が悪くなっているというようなものもございます。簡易なものでございましたら、職員が出向いて、その場で対応をさせていただいております。ただ、機器自体の不具合があった場合には一旦引上げさせていただいて、代わりの代替機をお持ちするというようなことで対応をさせていただいております。

放送内容につきましては、役場各担当から原稿が上がってまいります。それを企画財政課のほうで内容をチェックして、できるだけ簡潔に、また放送回数も少なくなるような調整は行っているところでございます。ただ、議員ご指摘のとおり、町民の方から苦情をいただくこともございます。

しかしながら、防災行政無線につきましては、広報紙同様、町民皆様には情報をお届けする数少ない情報伝達手段でございますので、今後も内容は精査しながら有効に活用させていただきます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） そうだと思います。答弁のとおりやと思うんですけど、やはり住

民の方から、必要もないのに2回も3回も、朝も晩も放送が鳴ってる、何事かなと思うのだが、年金相談をばかにしたらいかんですけど、年金相談とか悩み事相談というふうなこと、そんな何回も言わないかんのかなというふうに、聞かないかんのかなというふうになります。

それで、これは余談ですけど、これはスイッチが切れないんですよ。丸々切ってしまうと、あとの再生のボタンとか、そういうあたりが何かややこしくて、再生したら、もう最初から最後まで再生されてくる。何回かやったんですよ、私も、うるさいから。やったら、再生を押したら、何回も来るから、あのあたりが、再生する人もあんまりおらんかも分らんですけど、そのあたりの使い方が高齢者の方にはちょっと、スイッチを切ったままの方はかなりおると思うんですよ。そのあたりで利用度、どれぐらいあれを活用されているか、あるいはためになっているか、そういうなんも一度調査なり、そういうなことをしてみたらどうかなど。

私の近辺においでる方は、もう必要のない放送が多過ぎるという苦情は何度も受けましたので、そのあたり、内容も総務のほうで吟味して簡潔にお願いしたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は14時、2時20分とします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時20分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（谷 康男君） 日程第4、報告第8号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第8号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 上程議案集の2ページをお開きください。

報告第8号損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告についてご説明申し上げます。

1ページおめくりください。

本年6月12日に蒲野地区で発生しました公用車の接触事故につきまして、7月10日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

事故の概要でございますけれども、建設課職員が2トントラックを坂道で発進しようとしたところ、縦列駐車しておりました後方車両、それに車両が後退してしまつて後方の車両に接触してしまつたというものでございます。和解の相手方としましては町内事業所で、和解の内容につきましては、相手方の車両修繕費として16万4,192円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償額の全額につきましては、町村会の保険で賄われることになっております。以上で説明を終わります。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第9号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、報告第9号令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第9号令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてのご説明を申し上げます。

本件は、小豆島町の令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により報告するものでございます。

報告内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 報告第9号令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明を申し上げます。

恐れ入ります、上程議案集の4ページをお開き願います。

まず、1の健全化判断比率であります。表の上段が本町の算定結果でございます。下段が国で定められた早期健全化基準、財政再生基準であります。早期健全化基準が、い

わゆる財政運営上のイエローカード、財政再生基準がレッドカードとお考えいただければと思います。

まず、健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率であります。一般会計及び国保、介護保険等の全ての特別会計におきまして黒字決算となっており、また、介護保険施設の企業会計につきましても、資金の不足は発生していないということから該当なしのバーということでございます。

次に、実質公債費比率につきましても、自治体収入に対する借金返済額の比率を示しております。元年度決算では6.1%ということでございまして、前年度の6.0%に比べまして0.1ポイント悪化いたしております。この要因といたしましては、小豆島中央病院建設に当たり借入れをいたしました企業債の元金の償還、こちらが始まってございまして、その公債費負担が増加しているということでございます。

ちなみに、平成30年度決算、昨年度決算における全国的な結果、こちらを申し上げますと、全国市区町村の平均、こちらが実質公債費比率6.1、香川県内の市町の平均が7.2ということでございます。

次に、将来負担比率であります。この指標につきましても、地方債等の将来的に負担すべき額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めているかを表したものでございます。元年度決算につきましても、将来の借金返済予定額と、こちらを町が持っております基金あるいは交付税算入予定額、こちらのほうが上回っているということでございまして、該当なしのバーということでございます。

次に、2の資金不足比率であります。先ほど申し上げたとおり、介護保険施設事業会計におきましては資金不足額がなく、資金不足比率は発生してございません。

以上のように、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、健全な状況ということでございます。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化・経営健全化審査意見書に記載されておりますとおりですが、特に指摘すべき事項はないという意見をいただいております。以上、簡単ではございますが、報告第9号の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 以上で説明を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第46号 令和元年度小豆島町歳入歳出決算認定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第46号令和元年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第46号令和元年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計及び国保会計などの5つの特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算が調整されましたので、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めるものでございます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当参事及び担当事務長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 大江参事。

○参事（大江正彦君） 議案第46号令和元年度小豆島町歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案集の5ページをお願いいたします。

本案につきましては、令和元年度小豆島町一般会計歳入歳出決算から令和元年度小豆島町介護保険施設事業会計決算まで7つの会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

なお、歳入歳出の詳細な内容につきましては、決算特別委員会にて、それぞれ関係課からご説明させていただきますので、私からは、一般会計及び5つの特別会計の決算の概要につきまして、施策の成果、財政編によりご説明を申し上げます。

なお、介護保険施設事業会計決算につきましては、後ほど介護保険施設事務長よりご説明させていただきます。

施策の成果の2ページをお開きください。

まず、一般会計の決算の状況でございます。

例年同様、他団体との比較や性質別経費の分析が可能な決算統計の数値を基にご説明させていただきますので、一部決算書との乖離がありますことをあらかじめお断りを申し上げます。

まず、令和元年度の決算額は、歳入総額（A）が98億1,528万2千円、歳出総額（B）が93億807万7千円となっております。前年度に比べますと、歳入総額（A）が4億7,647万8千円、率にして5.1%の増、歳出総額（B）も3億7,480万4千円、率にして4.2%の増となっております。この数字から、香川県後期高齢者医療広域連合の決算統計との重複計上を避けるため、一般会計の決算統計から控除することとなっております

（D）の広域連合から受託して実施した健康診査費用1,180万4千円及び（E）の、本

来、公営企業会計として決算すべき介護保険施設事業に係る光熱水費1,246万円を歳入歳出から控除した普通会計の歳入総額（G）が97億9,101万8千円、歳出総額（H）が92億8,381万3千円となっております。

以上の結果、形式収支（I）は5億720万5千円となり、これから（J）の繰越明許費の繰越財源1億7,341万円を差引き、決算統計における実質収支（M）は3億3,379万5千円の黒字でございます。単年度収支（N）は、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で3,552万3千円の赤字でございます。これに黒字要素であります財政調整基金への積立金219万1千円を加えまして、赤字要素であります財政調整基金取崩し額1億円を差し引きました実質単年度収支は1億3,333万2千円の赤字となっており、平成23年度の決算以降9年連続の赤字となりましたが、ほかの指標を見る限り、現時点としては安定的な財政状況が保てているものと考えております。

以上が一般会計決算の概況でございます。

なお、歳入歳出における主な増減理由につきましては、決算特別委員会における各課からの説明と重複いたしますので、本日は省略させていただきたいと思っております。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

特別会計決算状況の概要でございます。ごく簡単にご説明を申し上げます。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計から介護予防支援事業特別会計までの5会計でございます。7ページの左端の欄に記載のとおり、実質収支は、収支均衡を含め全会計黒字となっておりますが、同じページの右端に記載のとおり、実質の赤字、黒字を見る実質単年度収支は、介護サービス事業特別会計で赤字でございます。

なお、介護サービス事業特別会計につきましては、財政調整基金の令和元年度末現在高が1,597万3千円となりました。これに対しまして、令和2年度、本年度でございますが、この当初予算で、そのほぼ半額に当たる770万円の取崩しを見込んでおるところでございます。今後より慎重な事業運営に努める必要があると考えております。

なお、各特別会計の決算の詳細につきましては、決算特別委員会にて担当課から説明させていただきます。

次に、8ページをお願いいたします。財政指標でございます。

まず、基準財政需要額でございますが、こちらは公債費算入額が増となった一方、公立保育所入所人員の減などによる個別算定経費の減、また臨時財政対策債振替相当額の減により、対前年度1,119万2千円減の47億6,474万8千円となっております。

次に、基準財政収入額につきましても、太陽光発電施設の特例期限切れにより固定資産

税が966万6千円の増となった一方、島内企業の業績変動により法人税割が2,185万円の減となったことなどによりまして、対前年度1,279万9千円減の14億7,703万9千円となっております。

標準財政規模につきましては、法人税割の減などに伴う標準税収入額等の減及び普通交付税の減などによりまして8,726万4千円減の54億1,616万2千円となっております。

財政力指数につきましては、分母となる基準財政需要額、分子となる基準財政収入額ともに減となっておりますが、単年度の財政力指数は、前年度から0.002ポイントマイナスの0.310となっております。直近3か年平均でも0.002ポイントマイナスの0.311となっております。

次に、一般財源比率につきましては、歳入総額に対する一般財源の割合ということでございますので、大規模な建設事業などに伴う補助金や地方債、特定目的基金からの繰入金などの特定財源によって歳入総額が膨らむと一般財源比率が低下するということとなります。

令和元年度におきましては、一般廃棄物最終処分場整備事業に対する2か年分の国庫補助金が一括交付されたことなどによりまして歳入総額の増と同時に特定財源が増となったため、逆に一般財源比率は対前年度4.8%マイナスの63.4%となったところでございます。

自主財源比率につきましても、歳入総額に対する自主財源の割合ですので、依存財源である補助金や地方債などの割合が増加しますと自主財源比率は低下しますし、町税や使用料、手数料、分担金、負担金、基金繰入金などの自主財源の割合が増加いたしますと自主財源比率がアップするということとなります。

令和元年度におきましては、先ほど申し上げましたように、一般廃棄物最終処分場整備事業に対する国庫支出金の増に伴う依存財源や歳入総額の増の一方で、自主財源であります財政調整基金繰入金が対前年度1億円の減となったことから、自主財源比率は対前年度2.3%減の31.5%となっております。

次に、経常収支比率でございます。

対前年度2.9ポイント改善し、96%となっております。経常収支比率は、町税や普通交付税を中心とする経常一般財源のうち、人件費や扶助費、公債費をはじめとする経常経費に充当された割合を示す指標でございます。低ければ低いほど財政的に弾力性がある、すなわち、政策的に使える財政的余力があると言われておるものでございます。

令和元年度決算では、表の下から2行目に記載のとおり、経常一般財源が前年度並みと

なった一方、職員数の減による人件費の減、小豆島中央病院企業団への財政支援を経常的な補助費から臨時的な貸付金に変更したことから、数値的には幾分改善したものでございます。

また、県下市町の大部分は、経常一般財源に含まれる臨時財政対策債を発行しております。令和元年度において本町が発行可能な臨時財政対策債の額は1億8,132万4千円でございます。本町は、この臨時財政対策債を発行しておりませんので、仮にこれを発行した場合の経常収支比率は92.8%となります。

いずれにしましても、県下市町では最低水準にあることに変わりはなく、当面は厳しい数字が予想されるところでございますが、集中改革プランや中期財政見通しを指針として、少し時間はかかりますが、改善に取り組む必要があると考えるところでございます。

次に、実質赤字比率から将来負担比率までの、いわゆる健全化判断比率でございますが、こちらは報告第9号で企画財政課長よりご報告したとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、実質収支比率でございます。標準財政規模に対する実質収支額の割合でございます。一応の目安としては3%から5%程度が望ましいと言われておりますが、分母となる標準財政規模の減に比べて分子となる実質収支額の減が総体的に大きかったことから、0.5%ダウンの6.2%となったところでございます。

次に、財政調整基金の積立金現在高でございます。令和元年度におきましては、前年度の剰余金処分による積立額が1,600万円の減となったものの、年度内の取崩し額が1億円の減となったことなどから、差引きでは対前年度8,719万1千円増の15億7,857万円となりました。

また、減債基金の積立金現在高につきましては、平成30年度以降、減債基金を取り崩しまして旧内海病院の残債の償還に充てておりますことなどから、対前年度9,550万2千円減の20億4,354万5千円となっております。

地方債現在高につきましては、年度中の償還元金額に対して新規発行額が下回ったこと及び旧内海病院残債の定期元金償還により、対前年度3億1,940万3千円減の108億2,142万円となっております。合併時の地方債残高が約83億5千万円ですので、まだまだ高い水準にあると考えるところでございます。

次に、債務負担行為、翌年度以降支出予定額でございます。こちらは、小豆島オーリーブ公園及び小豆島ふるさと村に対する指定管理料が1年ごとに7,100万円の減となることに加えまして、現在進めております一般廃棄物最終処分場整備事業の複数年契約に係る債務

負担行為の事業の進捗に伴い、翌年度以降支出予定額が減となりますことから、対前年度5億1,058万4千円減の11億9,807万8千円となっております。

経常一般財源及び経常一般財源比率につきましては、普通交付税をはじめとする経常一般財源及び標準財政規模の増減を要因として変動いたします。令和元年度決算におきましては、分子となる町税や普通交付税、地方譲与税や各種交付金などの経常一般財源が前年度並みの52億8,828万4千円となったことに対しまして、地方消費税交付金の伸びによりまして分母となる標準財政規模が8,726万4千円減の54億1,616万2千円となっておりまして、分母となる標準財政規模の減によりまして経常一般財源比率は1.5ポイント増の97.6%でございます。以上、決算統計の数値を基に令和元年度決算の概要をご説明申し上げます。

今後につきましては、現在整備を進めております次期一般廃棄物最終処分場や都市下水路などのほか、内海地区の教育施設の再編整備、また、順次、耐用年数を迎える改良住宅の更新など、今後も町が主体の大型事業が予想されておるところでございますし、小豆地区広域行政事務組合の事業としても、中間処理施設の整備など大きな事業が予定されておるところでございます。加えまして、新型コロナウイルス感染症によりまして、小豆島中央病院をはじめ町出資の3財団、また小豆島オーリーブバスや町営バスの経営も大きな影響を受けておるところでございます。

一方、歳入の面では、ご存じのとおり、合併特例債の借入枠は多少残りますけれども、基本的には令和2年度をもって合併市町村に対する財政支援はなくなる見込みでございます。今年10月の国勢調査による人口減少が令和3年度以降の普通交付税にもたらす影響、また長引く新型コロナウイルス感染症による町税収入や各種交付金等への影響も懸念されるところでございます。

いずれにいたしましても、町の課題は山積してございまして、今後の財政運営につきましては非常に厳しい見通しと言わざるを得ない状況にありますので、集中改革プラン、また最新の決算状況と今後の予定事業を反映した中期財政見通しのローリング版を基本指針として、事業全般において、その規模や必要性、優先順位等を検討しつつ適切な財政運営に努めなければならないと考えるところでございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。以上、概要説明とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 令和元年度小豆島町介護保険施設事業会計決算の概要についてご説明をさせていただきます。

別冊の小豆島町介護保険施設事業決算書の25ページをお願いいたします。

内海病院跡に移転オープンしました介護保険施設の3年目となる令和元年度の運営は、一定数の職員を確保できたこともあり、安定したサービスを提供することができました。

介護老人保健施設は、入所、通所リハビリテーションともに利用者数を伸ばし、収益も増加いたしました。医療に係る経費を賄うまでには至っておらず、一般会計から繰入れを行っております。

特別養護老人ホームは、平成30年12月に満床となって以来、利用者の入院や退所時の空きを除き満床となっていることから収益も増加いたしております。新型コロナウイルス感染を予防するため、面会制限、マスク着用、検温、体調確認等の感染防止対策を強化してまいりました。

一方、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に伴い、マスクや手袋、消毒液など介護用品の確保が困難となるとともに価格の高騰が進んでおります。しかし、令和元年度決算に係る影響は、年度末であったことから限定的で黒字決算となっております。

まず、業務でございますが、令和元年度の老健入所の利用者数は9,424人、1日平均利用者数は25.7人となっております。通所の利用者数は5,137人で、1日平均利用者数は21.3人となっております。特養入所の利用者数は2万900人、1日平均利用者数は57.1人となっております。特養短期入所の利用者数は1,004人で、1日平均利用者数は2.7人となっております。

次に、設備でございますが、備品につきましては、調理の能率を上げるフードプロセッサーや利用者に快適に過ごしていただくために浴室暖房専用器やエアマットを購入いたしました。また、効率的な事務処理等を行うためプリンターを買い換えております。

続きまして、経理についてご説明いたします。

収益的収支につきましては、総収益が4億5,306万2,395円で、前年度と比べまして2,817万8,851円の増となっております。内訳としましては、介護老人保健施設事業収益が1億7,103万7,891円で前年比105.41%、介護老人福祉施設事業収益が2億4,684万1,483円で前年比108.88%となっております。先ほど申し上げましたように、一般会計から負担金2,500万円を収入いたしております。

一方、総費用は4億2,472万1,769円で、前年度と比べまして1,332万3,611円増となっております。内訳としましては、介護老人保健施設事業費用が1億9,907万9,357円で前年比96.02%、介護老人福祉施設事業費用が2億2,564万2,412円で前年比110.57%となっております。

この結果、収益的収支は2,834万626円の純利益となり、前年度の未処分利益剰余金を加え、当年度未処分利益剰余金は8,479万7,560円となっております。このうち2,834万626円を、小豆島町介護保険施設事業の剰余金の処分等に関する条例の規定により利益積立金として積み立てております。

資本的収支につきましては、資本的費用は、先ほど申しあげましたエアマットなどの備品を購入し、46万3,748円支出いたしております。以上、簡単ではございますが、令和元年度小豆島町介護保険施設事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をしていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本案について、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定されました。

ただいまから事務局職員が決算特別委員会委員の名簿をお配りします。

お諮りします。

ただいま設置が決定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定されました。

ただいまから休憩を取りますので、休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが、委員会室で正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。再開は、決まり次第行います。

休憩 午後 2 時52分

再開 午後 2 時57分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長に安井信之議員、副委員長に中松和彦議員、以上のように決まりましたことをご報告します。

~~~~~

日程第 7 議案第 4 7 号 小豆島町斎場条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 7、議案第47号小豆島町斎場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第47号小豆島町斎場条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町吉田にごございます吉田斎場の廃止に伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 議案第47号小豆島町斎場条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

上程議案集の 6 ページをお願いいたします。

小豆島町が設置します 3 か所の斎場のうち、吉田斎場の廃止に当たりまして、同条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正条例の内容説明の前に、経緯を少し説明させていただきますと、昭和61年に整備しました吉田斎場につきましては、使用実績の著しい減少を確認いたしまして、平成27年度から廃止の検討を開始したところでございますが、当時は地元の合意を得ることはできませんでした。以降、使用実績はなおも減少しまして、年間使用実績が数件にとどまる状況となったことから、昨年、地元と協議を再開しまして、12月におおむねの合意が成立、地域住民の皆様の周知期間を経まして今年 7 月に正式な合意が成立したところでございます。

地域住民の皆様の周知に当たりましては、本来であれば住民説明会を開催し、広くご意見を賜るところですが、新型コロナウイルス蔓延防止の観点から書面を全戸に配布いたし

まして、意見聴取期間を設けご意見をお待ちする方法といたしました。結果としまして、地域の皆様から特段の意見はございませんでした。

それでは、改正条例の内容につきましてご説明申し上げます。

小豆島町斎場条例第2条本文中の表に掲げます3か所の斎場のうち、改正前の欄でございます、3段目に記載しております小豆島町吉田斎場を削除するものでございます。

本条例の施行期日は令和2年10月1日としております。以上、簡単ではございますが、提案内容の説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号小豆島町斎場条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第48号 小豆島町教育集会所条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第48号小豆島町教育集会所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第48号小豆島町教育集会所条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町福田にございます福田教育集会所の廃止に伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 議案第48号小豆島町教育集会所条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の7ページでございます。

本町行政区域内に設置しています2か所の教育集会所のうち、福田教育集会所の廃止に当たりまして関係条例を改正しようとするものでございます。

これにつきましても、改正条例の内容説明前に経緯を説明させていただきます。

この教育集会所につきましては、地域改善対策事業の一環としまして、社会教育の充実発展を目的に、当時の文部省の補助制度を活用して整備した社会教育施設でございまして、本町では教育集会所と称しておりますが、全国的には同和対策集会所、人権教育集会所など様々な呼称が用いられております。

本件教育集会所は、福田地区改良住宅14戸の竣工後、昭和57年に整備して以来38年が経過いたしております。老朽が進み、近年の利用実績もありませんし、現在では、漏電事故防止のため電力供給も停止する状況にございます。既に公の施設としての意義は消失したに等しい状況にございまして、施設の廃止に関しましては、利害関係者と協議、合意形成を完了したところでございます。

それでは、改正条例の内容につきましてご説明申し上げます。

小豆島町教育集会所条例第2条本文中の表に掲げます2か所の施設のうち、2段目に記載しております小豆島町福田教育集会所を削除するものでございます。

本条例の施行期日は令和2年10月1日としております。以上、簡単ではございますが、提案内容の説明を終わります。ご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号小豆島町教育集会所条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第49号 G I G Aスクール学習用コンピュータ等機器整備事業に係

## る物品購入契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第49号G I G Aスクール学習用コンピュータ等機器整備事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第49号G I G Aスクール学習用コンピュータ等機器整備事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町内の小・中学校にI C T機器が効果的に活用できる教育環境を提供するため、G I G Aスクール学習用コンピュータ等機器整備事業に係る物品購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 議案第49号G I G Aスクール学習用コンピュータ等機器整備事業に係る物品購入契約について説明いたします。

上程議案集の8ページです。

G I G Aスクール学習用コンピュータ等機器整備事業に係る物品購入契約について、次のとおり購入契約を締結するに当たり、予定価格が700万円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、G I G Aスクール学習用コンピュータ等機器整備事業に係る物品購入。2、契約の方法、制限つき一般競争入札。3、契約金額、4,199万6,900円。契約の相手方、香川県高松市東ハゼ町9番地7、リコージャパン株式会社販売事業本部香川支社香川営業部、部長長尾文博。

提案理由は、町内の小・中学校に学習用コンピュータ等I C T機器の整備を図り、新学習指導要領に明記された児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、I C T機器を効果的に活用できる教育環境の提供を目的に、G I G Aスクール学習用コンピュータ等機器整備事業に係る物品購入契約を締結しようとするものです。

9ページをご覧ください。概要書です。

1、物品名は、学習用コンピュータ等。2、納入場所は、町内の4小学校及び中学校。3、契約金額は、先ほど申し上げたとおりでございます。小学校、中学校の内訳は記載のとおりで、小学校571台、中学校282台分でございます。4、落札業者は、先ほど申し上げ

たとおりでございます。5、納期は、令和3年2月26日。6、主な機器は、iPad OS 端末、キーボード、MDMソフトウェアでございます。それぞれ小・中学校分を合わせた853台分を購入いたします。7、入札業者は2社ございました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号G I G Aスクール学習用コンピュータ等機器整備事業に係る物品購入契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第50号 池田小学校空調設備設置事業に係る物品購入契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第50号池田小学校空調設備設置事業に係る物品購入契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第50号池田小学校空調設備設置事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、池田小学校の特別教室に空調機器を整備し、学習環境の改善を図るため、池田小学校空調設備設置事業に係る物品購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 議案第50号池田小学校空調設備設置事業に係る物品購入契約についてご説明いたします。

上程議案集10ページでございます。

池田小学校空調設備設置事業に係る物品購入契約について、次のとおり購入契約を締結するに当たり、予定価格が700万円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めらるるものでございます。

1、契約の目的、池田小学校空調設備設置事業に係る物品購入。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額は698万5千円。4、契約の相手方、香川県小豆郡小豆島町蒲生甲2372番地1、森上電気工事有限会社小豆島町営業所、営業所長森上まさゑでございます。

提案理由は、池田小学校内の特別教室5部屋に空調機器を整備し、学習環境の改善を図るため、池田小学校空調設備設置事業に係る物品購入契約を締結しようとするものでございます。

11ページをご覧ください。概要書です。

1、物品名は、空調機器。2、納入場所は、小豆島町立池田小学校。3、契約金額並びに4、落札業者は、先ほど申し上げたとおりでございます。5、納期は、令和2年9月30日。6、主な機器は、空調機器5台、トップランナー変圧器2010外でございます。7、入札業者は、11社指名したうち4社が入札され、7社は辞退されました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） 予定価格は幾らかと、先ほど一般質問で私しましたけど、こういった場合、この物品の購入で700万円以上の場合は、専決処分というふうなことはできないのかどうか。そのあたり、さっきの答弁の中ではなかったと思うんで、再度質問をしたいと思います。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 予定価格につきましてお答えいたします。予定価格716万3,200円でございます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 専決処分というお話でございますが、あくまでも議決案件でございます。議会軽視というご指摘もあろうかと思っておりますので、今回は議案として提出させていただいております。専決処分も可能ではあると思っておりますが、やはり議会のご審議をいただくものとして規定されておりますので、議案として提出させていただいたところでござ

います。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） あるのであれば、先ほども一般質問で言いましたけど、急ぐことですよ、これは。予定価格16万3,200円オーバーで1か月近く待たないかんのですよ、これ。臨機応変に、このようなところで専決処分して、すぐに工事にかかれるよう、私はするべきだと思います。専決処分で、それを議会軽視というなら、誰もそれは言わないと思います。そのあたり、その場そのときそのときで、今回のこの空調設備に関しては、すぐにやるべきだったと思いますが、もう時期が過ぎましたので仕方ないですけど、今後ぜひそういうふうな方法でやってほしいと思います。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号池田小学校空調設備設置事業に係る物品購入契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第51号 令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第52号 令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第53号 令和2年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、議案第51号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）、日程第12、議案第52号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第13、議案第53号令和2年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は関連する案件でありますので、合わせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第51号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算案で追加補正をお願いいたします額は1億6,152万4千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費587万7千円、民生費4,281万3千円、衛生費6,215万4千円、農林水産業費401万4千円、商工費147万6千円、土木費2,138万6千円、教育費2,380万4千円となっております。

詳細につきましては、担当参事から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、議案第52号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第53号介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、それぞれ担当課長、担当事務長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第11、議案第51号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。大江参事。

○参事（大江正彦君） 議案第51号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案集の12ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,152万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億484万9千円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。15ページの第2表地方債補正をご覧ください。

まず、上段の表の地方債の追加2件でございます。いずれも次期一般廃棄物最終処分場の整備に伴います坂手自治会からの要望事業に関する案件でございます。

1つ目は、坂手港の再整備に向けた坂手港周辺海域の深浅測量や陸域のドローン測量、港湾整備の概略計画の作成業務委託の財源として過疎対策事業債ソフト分700万円を新たに計上するものでございます。2つ目は、壺井栄文学碑周辺整備の財源として合併特例債1,200万円を計上するものでございます。いずれも元利償還金の7割が普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債でございます。

次に、下段の表の地方債の変更でございます。こちらは、過疎対策事業債ソフト分を財源として配置しておりました中学校の特別支援員1名が、7月から家庭科の産休代替講師として雇用されたことに伴い、過疎対策事業債ソフト分を70万円減額の2,090万円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。別冊の補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

15款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金6,618万9千円でございます。これは、今回の補正に計上いたします新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上したものでございます。

同じく7目1節小学校費補助金107万3千円でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症に伴い、5月補正後に延長された放課後児童クラブの臨時措置分及び臨時休業に伴う保護者への利用料返還分に対する国庫補助金を受け入れるものでございます。

16款県支出金、2項2目1節社会福祉費補助金4,264万3千円でございます。こちらは、民間事業者が実施する介護職員宿舎整備事業に対する県補助金の受入れでございます。

同じく4目1節農業費補助金140万円でございます。こちらは、防災重点ため池浸水想定区域図作成事業につきまして、当初でため池14か所分を計上いたしましたところですが、早期に事業完了を図るため、追加で残る14か所を実施するための県補助金を受け入れるものでございます。

同じく7目1節小学校費補助金187万8千円でございます。まず、説明欄1は、国庫補助金同様、新型コロナウイルス感染症に伴う放課後児童クラブに対する補助金、説明欄2は、エネルギー教育に関する教材購入に対する100%補助で、今年度は池田小学校、星城小学校の2校が採択されたものでございます。説明欄3は、理科教育に係る教材用備品の購入費に対する2分の1の補助で、池田小学校が採択を受けたものでございます。

次に、18款寄付金、1項1目1節一般寄付金につきましては1件200万円、また4目1節小学校費寄付金につきましては2件、計15万円の寄付の申出がございましたので、それぞれ受け入れるものでございます。

19款繰入金、1項5目1節ふるさとづくり基金繰入金352万9千円は、小豆島地域公共交通計画策定支援業務、池田小学校の理科教育設備整備事業及び小豆島こどもセンターの電話設備修繕事業の財源として、ふるさとづくり基金から繰入れを行うものでございます。

20款繰越金、1項1目1節前年度繰越金2,361万9千円につきましては、今回の補正予算の一般財源部分に対応したものでございます。

次に、21款諸収入、3項1目7節小豆島地域公共交通協議会貸付金元金収入74万3千円

でございます。こちらは、小豆島地域公共交通計画策定支援業務に対する国庫補助金受入れまでのつなぎ資金として、小豆島地域公共交通協議会に貸し付ける資金が年度末において返還されるものでございます。

1 ページめくっていただきまして、22款町債につきましては、冒頭の地方債補正のところでご説明したとおり、減額1件、追加2件を計上したものでございます。

1 ページめくっていただきます。歳出でございます。

まず、2款総務費、1項6目財産管理費、10節需用費の193万円でございます。こちらは、消防団車両を含む公用車につきまして、3か年計画で車検に合わせましてドライブレコーダーを整備することとしたものでございます。今年度の64台分の修繕料176万円及び福田診療所待合室のエアコン更新の17万円を併せて計上したものでございます。

同じく6目情報管理費の182万4千円でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染拡大に伴いましてウェブ会議が多くなってきております。13節にはウェブ会議システムのライセンス料、17節にはウェブ会議用タブレット20台をはじめとするウェブ会議用器材の購入費169万2千円を計上したものでございます。

同じく14目公共交通対策費の212万3千円でございます。まず18節は、小豆島地域交通網形成計画が令和2年度で5か年計画の最終年となりますことから、次期計画策定に向けて小豆島地域公共交通協議会が窓口となって委託をいたします公共交通策定支援業務に対しまして、土庄町と2町で負担金を支出するものでございます。20節は、国庫補助金受入れまでのつなぎ資金を土庄町と2町で貸し付けるものでございます。

なお、貸付金につきましては、先ほども申しましたが、年度末に国庫補助金が入り次第、2町に返還されることとなっております。

次に、3款民生費、1項2目高齢者福祉費の4,281万3千円でございます。まず、18節の4,264万3千円につきましては、民間事業者が実施する介護職員宿舎整備事業に対して交付された県補助金を同事業者に対して交付するものでございます。22節の17万円につきましては、低所得者保険料軽減事業の清算に伴い国県負担金の返還が生じたものでございます。

次に、4款衛生費、2項2目塵芥処理費、13節使用料及び賃借料の72万6千円でございます。こちらは、福田漁港高潮対策工事で発生した残土を徳本一般廃棄物最終処分場の覆土として活用するため、当該残土の運搬に係る重機等の借り上げ料を計上したものでございます。

同じく4項1目病院費、18節負担金補助及び交付金の6,142万8千円でございます。こ

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響で経営状況が悪化しております小豆島中央病院を支えるため、土庄町と共同で財政支援を行うものでございます。

次に、ページ下段から次のページにかけましての6款農林水産業費、1項5目農地費201万4千円でございます。12節委託料200万円は、防災重点ため池14か所の浸水区域図作成業務を委託するものでございます。18節負担金補助及び交付金1万4千円は、当該委託事業に係ります県及び郡の土地改良事業団体に対する賦課金の計上でございます。

なお、本事業によりまして、町内の防災重点ため池44か所の浸水区域図作成が完了するものでございます。

同じく3項水産業費、1目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金200万円でございます。こちらは、町内企業から1件200万円の一般寄付がございましたので、寄付者のご意向に沿いまして、池田漁業協同組合に水産業振興補助金として交付するものでございます。

次に、7款商工費、1項1目商工総務費、10節需用費147万6千円でございます。こちらは、中国電気保安協会の定期点検におきまして地絡や漏電のおそれが指摘されておりますオリーブナビの高圧気中開閉器等につきまして、利用者や周辺住民の安全確保のため早急に修繕を行おうとするものでございます。

次に、8款土木費、4項1目港湾管理費の1,438万6千円でございます。これは、草壁港の港湾区域内におきまして、国道から海側の私有地2か所に排水路がございまして、所有者から撤去の要望があったため、国道改良に併せまして排水路を1か所に集約整備するための設計委託料と工事請負費の計上でございます。

同じく2目港湾建設費、12節委託料の700万円でございます。こちらは、次期一般廃棄物最終処分場の整備に伴う地元要望でございます坂手港の再整備に向けて、坂手港周辺海域の深浅測量、陸域のドローン測量及び面的整備の概略計画作成業務を委託するものでございます。

次に、10款教育費、2項1目学校管理費の212万3千円でございます。10節需用費のうち、修繕料の146万3千円につきましては、池田小学校トイレ7か所の仕切りを修繕するものでございます。そのほかの需用費及び11節役務費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、安田小学校と苗羽小学校に放課後児童クラブを開所したことに伴う経費の計上でございます。

同じく2目教育振興費の163万7千円でございます。まず、17節備品購入費148万7千円につきましては、県補助金を活用して、池田、星城の各小学校におけるエネルギー教育に

使用する教材備品の購入に13万7千円、池田小学校における理科教材用備品の購入に135万円を計上したものでございます。18節負担金補助及び交付金15万円につきましては、苗羽小学校に対して2件、計15万円の寄付の申出がございましたので、寄付者の意向に沿いまして、苗羽小学校音楽部を育てる会に対して学校振興補助金として交付するものでございます。

同じく3目放課後児童クラブ事業費の231万7千円でございます。まず、1節報酬40万円につきましては、5月9日から5月31日までの間、午前中から池田放課後児童クラブを開所したことに伴う会計年度任用職員の報酬でございます。12節委託料191万7千円につきましては、同様に、内海放課後児童クラブの午前中からの開所及び利用料減免に対する委託料を計上したものでございます。

なお、5月補正に計上した4月13日から5月8日までの池田、内海放課後児童クラブの開所増などに伴う一般財源負担につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を今回充当させていただきましたことに伴う財源更正を併せて行ったものでございます。

1ページめくっていただきまして、同じく3項1目学校管理費、1節報酬の30万3千円でございます。こちらは、特別支援員1名が7月から産休代替講師として雇用されたことに伴いまして74万6千円の減となった一方、臨時休校等の影響で体調に変調を来し、重度発作発症の生徒がいらっしゃるため、7月から新たに2名の特別支援員で週5日支援に当たることとしたことにより104万9千円の増となったため、差引き30万3千円を増額計上するものでございます。

同じく4項3目小豆島こどもセンター費、10節需用費の146万7千円ですが、こちらは、小豆島こどもセンターの電話機15台中5台が故障しておりまして、そのほかの電話機についても老朽化が進んでいるため、今回更新を行うものでございます。

なお、現在使用しておりますADSL回線が2023年1月末で廃止となることを踏まえまして、今回、電話機の更新に合わせてひかり電話に移行することとしております。

同じく5項1目社会教育総務費の1,287万7千円でございます。こちらは、次期一般廃棄物最終処分場整備に伴う地元要望事項であります壺井栄文学碑の周辺整備事業について、10節には看板の修繕料、15節には造成や植栽等に係る工事請負費を計上したものでございます。

同じく6項2目学校給食施設費、10節需用費の308万円でございます。こちらは、平成16年の高潮に起因すると思われる腐食等によりまして、給食センターの給湯給水配管から

の漏水が頻発しておりますことから抜本的な配管修繕を行うものでございます。以上、議案第51号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） 地域密着型サービス等整備事業計画補助金というふうな形で民間業者にというふうなことですが、どこにそういうふうな施設を作ろうというふうを考えてますか。その辺、情報あったら教えてください。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 池田地区でございまして、民間法人は、NPO法人三都の浜でございまして。介護人材を確保するため、介護施設等の当該介護施設に勤務する職員の宿舎を整備するための費用の一部でございまして。場所は、旧の池田庁舎から東に行った、旧にうどん屋さんがあったと思うんですが、その土地でございまして。軽量鉄骨2階建て461平米を予定しております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） その民間業者なりは、自治会に説明なりはするように聞いてます、その辺どんなんですか。うわさ的にはあるんですけど、なかなかこちらのほうには情報が入ってこないところもありますし、多分、私の自治会やと思うんですけど、いろいろ打合せ等も必要かなというふうに思ってますんで、その辺、どういうふうな形になつるか、お伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 今、申請の段階でございまして。図面が出来上がって事業費が固まって、3分の1の補助金でございまして、その段階でございまして、周辺の自治会との調整というのは事業者のほうからは聞いておりませんが、承認が得られましたら、そういう意見がございましたということはお伝えしたと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 11ページの病院費の医療提供体制確保補助金、これは、4月以降のコロナの関係で病院が赤字になるということだと思っておりますけど、これは1年分なんですか、8月までの分なんですか、その辺をお尋ねします。

それと、15ページの壺井栄文学碑造成工事、かなり大がかりな工事のように思うんですが、具体的にどのようにされるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） これの補助金は、4月から7月分の実際の収入が



前年度実績に比べて減少した額ということで1億2千万円を2町で補助するというふうな形で計上しとります。以上です。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本重敏君） 壺井栄文学碑の造成工事の概要でございますが、町有地であります用地636平米ありまして、これの南側と西側の一部のほうに重力式の擁壁を設置しまして、花崗土約400立米を盛土により整地及び転落防止柵を設置する造成の工事と、もう一つが、高麗芝450平米に、あと桃、栗、柿、ユズを植栽しまして、現在植わっていますバベの剪定120平米に樹木を撤去する植栽工事、この2つの工事を請負費として計上しております。

また、ご案内の看板のほうもかなり傷んでおりますので、これも作り直すための需用費、修繕料を計上しております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） まず、11ページの財産管理費のドライブレコーダー。公用車また消防に64台。今後、全ての公用車につけていく予定であるのか。公用車の中には古い車もあると思うんですが、そういった車に対しても全て対応していくものか、何年かかけてね。

それから、その下、情報管理費のウェブ会議のタブレットを20台。20台必要なのどうか、どういうふうなところで20台使うのか。

もう一点、その下、小豆島地域公共交通協議会、これは一体何をしよる会なんですか、そのあたりの説明をお願いします。

それから、先ほど鍋谷議員の質問があった小豆島中央病院の経営状況の悪化。単なる悪化で、内容も何も我々聞いてはおりませんが、今後、8月以降も悪化したら補助金を出さないかんのですか。

、そのあたりの経営状況は、悪化というだけでは分かりにくいので、もう少し詳しく説明できるのであれば説明をお願いしたいと思います。

それから、15ページ、先ほどこれも鍋谷議員が質問しましたが、これは必要性のある事業なんですか。もう傷んで、地元からの要望があったのか。ただ単に、坂手港の港湾整備のための条件事業としての事業かどうか、そのあたり、もう少し詳しくお願いします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） まず、ドライブレコーダーの件でございます。

設置は、全ての公用車に設置する予定でございます。今年度の予定の台数が64台分とい

うことをごさいますして、予定では、令和4年度までをかけて全車整備する予定でござい  
ます。

古い車両もということをごさいますけれども、取り外しができますので、もし更新等あ  
りましたら、そちらのほうに有効活用したいと考えてございします。

それから、ウェブ会議システムでございします。

ウェブ会議システムのメインの使用で今考えておりますのが、今年の人材育成の目玉と  
して防災の研修をやる予定としておりました。これ香川大学の先生方を中心に講義をお願  
いしておったんですが、このコロナ禍の影響でなかなかできないという中で、今後10月か  
ら一応できるようには計画をしておるんですが、これも、コロナの状況次第ではオンライ  
ンである必要が出てくるということをごさいます。

これにつきましては、役場の中堅職員、各課1名程度プラス総務課の職員を想定してお  
りまして、約20台程度を利用したいというふうに考えておりますので、こういった計上を  
させていただいております。以上でございします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 続いての小豆島地域公共交通協議会、これが一体どう  
いったものかというご質問でございしますが、こちらはオーリーブバスですね、陸上交通をど  
うやってやっていくかということで、例えば運賃を300円にしたり、時刻を大幅に見直し  
たりしたことがございしますけれども、そういった方向性をどうするかというのをつくっ  
ていく組織でございまして、会長は大阪大学の土井先生をお願いをしております。以上で  
す。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 小豆島中央病院の経営状況でございしますが、一般  
質問で町長のほうから鍋谷議員の質問に対してお答えしたとおり、まず外来が17%、入院  
患者が7%、人数でいきますと、外来が約100名、入院が約10名の減となっております  
で、大体、昨年度の実績に比べて一月当たり3千万円の減収というふうな状況でございま  
す。以上です。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本重敏君） 文学碑のほうの周辺の整備をしないといけないのかとい  
うご質問でよろしいんですかね。

（7番大川新也君「はい」と呼ぶ）

先ほど大江参事のほうからも、ちょっとご説明があったかと思うんですが、坂手自治会

のほうから、徳本処分場建設事業の条件事業の一つとして、壺井栄文学碑周辺についての要望がございました。その中で、碑の建立以来、本格的な見直しがされておらず、急な傾斜解消と植栽管理が不十分と思われる。式典会場としても、憩いの場としても、平坦な広場を確保するよう要請し、桃、栗、柿、ユズの植栽も十分な土壌を確保して、誇るべき先人の碑に光を当ててもらいたい、こういう地元の要望があったためと、また、さらに今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策も講じた会場の配置となるよう平坦な土地とすることで授賞式を実施できるようにするため、この2つのことで今回するように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 先ほど病院の今後は、8月以降はどうするかというのは、答弁。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 現在、国のほうとか県のほうで様々な制度、また小豆島町でも、土庄町と共同でいろんな支援をやってまして、今後の支援の状況によりまして、その都度検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。三木議員。

○2番（三木 卓君） 私、3点あります。

1点目ですね、その場で答えていただけて、もし間違えてたら手を挙げてください。先ほどもちょっとありました地域密着型サービス等整備事業補助金4,264万円のやつなんですけど、3分の1補助っていうふうに言われてたので、残り3分の2は事業者負担というふうに考えて大丈夫でしょうか。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） おっしゃるとおりで、自己財源でございます。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） じゃあ、残り2点。

1つ目が、13ページの中段ですね、港湾維持修繕工事1,410万円ですけど、ちょっと分かりにくかったので、もう少し場所がどの辺で、どんな具合でやるっていうのを、もう少し詳しく説明をしていただきたいというのが一つ。

それからもう一つが、教材用備品のところですね、池田小学校で理科の教材135万円っていうふうに説明を受けたんですけど、135万円って結構高額やなと思ったので、具体的に何を導入して、どのように使うのかの説明をお願いします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 草壁港の周辺で、交差点改良ということで国道の整備を今現在行っております。排水路の場所につきましては、ジェラートのお店があらうかと思えます。その横の土地、バス停のバスの回転場所になってたところ、ここの土地に排水路が1本あります。それと、それから西側の中国電力の訓練場所、ここにも1本排水路がございます。いずれにしましても、私有地に排水路、暗渠になっておりまして、海側のほうへ流しているという状況になっております。それを、大江参事のほうから説明がありましたとおり、土地所有者からの撤去、これのお願いが出ておりまして、国道改良に伴いまして県と協議して、新しくつける箇所につきましては、そのバスの回転場所になってるところと中国電力の訓練場所、この間に土地を町のほうで購入して新しく排水路を設けるという工事を行おうと思っております。

水につきましては、当然ながら、国道の排水、それと山側の排水が流れておりまして、先ほど言った用地を購入した箇所、ここに県のほうが国道改良に伴う水路工事をやってますので、そこにますをつけて、水をそこに集めて排水するというを行っております。以上です。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 池田小学校の理科教材についてですけれども、ちょっと品目がたくさんありますので、主なものだけお教えいたします。上皿てんびんを10個、それから化石標本、これを6個、あと堆積岩標本、これを6個、主なところはこういうものです。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第51号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）は原案どおり可決されました。

次、日程第12、議案第52号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1

号)の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(立花英雄君) 議案第52号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

上程議案集の16ページをお願いします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ642万9千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ21億1,636万6千円とするものでございます。

今回の補正は、地域包括支援センターの新型コロナウイルス対策に係る経費の追加と介護給付費及び地域支援事業費に対する交付金等の清算に伴う補正でございます。

内容につきまして、別冊の補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の22、23ページをお願いします。歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、1項1目2節過年度分73万2千円と、5款県支出金、1項1目2節過年度分105万9千円は、令和元年度の介護給付費に対して追加の負担金を受けようとするものでございます。

次の2項4目1節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金34万8千円は、国の2次補正予算に計上された補助金でございます。地域包括支援センターにおける新型コロナウイルス感染対策に係る経費に対して補助金の交付を受けようとするものでございます。

8款繰越金、1項1目1節前年度繰越金429万円は、今回の補正予算の一般財源部分に対応したものでございます。

24、25ページをお願いします。歳出の説明を申し上げます。

3款地域支援事業費、2項1目10節需用費34万8千円でございます。歳入でも説明しましたが、地域包括支援センターにおいて、コロナ対策としてのマスク、フェイスガード、消毒液など感染症対策に要する消耗品を購入しようとするものでございます。

次に、5款諸支出金、1項2目22節償還金利子及び割引料608万1千円でございます。これは、平成元年度の介護給付費及び地域支援事業費に対して、国、県、支払基金からの概算で交付を受けた負担金について、実績に対し過大に交付を受けたものについて返還するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第52号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(谷 康男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番(安井信之君) 県補助金の部分が、後のところになります介護サービスのほうの分の事業分と同じような格好なんで、まあ言うたら内容的には同じなんかなというふう

なことで措置されとるものですか、その辺ちょっとどんなん、また違うのですか。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 同じでございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第52号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

次、日程第13、議案第53号令和2年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 議案第53号令和2年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の18ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,264万1千円とするものでございます。

今回の補正は、さきの議案第52号と同様に、新型コロナウイルス感染症対策を行い、継続的な介護サービスを提供するために必要な物品購入や環境整備を行うため所要の補正を行うものでございます。

なお、財源は、全額県補助金によるものでございます。

それでは、内容につきまして、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の32、33ページをお願いいたします。初めに、歳入の補正でございます。

8款県支出金、1項1目1節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金205万円でございます。居宅介護支援事業分に34万8千円、また訪問介護サービス事業分に170万2千円の交付を受けるものでございます。

なお、訪問介護サービス事業分は、障害福祉分も併せて交付されることとなっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。34、35ページをお願いいたします。

1 款サービス事業費、1 項 1 目居宅介護支援事業費は、ケアマネジャー部門に係る補正でございます。10 節需用費、消耗品費14万 8 千円は、マスクや医療用手袋、消毒液など感染対策に必要な消耗品、また17 節備品購入費20万円は、オンラインでの担当者会や研修会に使用するためのタブレット端末やパソコン等を購入しようとするものでございます。

次の 2 項 1 目訪問介護事業費は、ヘルパー部門に係る補正でございます。10 節需用費、消耗品費90万 2 千円は、ケアマネジャー部門と同様に、マスクや医療用手袋、消毒液など感染対策に必要な消耗品、17 節備品購入費80万円も、同様にオンラインでの担当者会や研修会に使用するためのパソコン等のほか、事務所の換気など環境整備に係る備品を購入しようとするものでございます。

なお、これらの感染症対策につきましては、それぞれの事業に補助金の上限が設定されており、全ての事業において県の補助金を最大限活用することとしております。以上、簡単ではございますが、議案第53号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第53号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号令和 2 年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 1 4 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 1 5 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷 康男君） 次、日程第14、諮問第 3 号及び日程第15、諮問第 4 号人権擁護委

員候補者の推薦については相関する案件でありますので、合わせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員の赤谷勝之氏が令和2年12月31日をもって任期満了となるため、後任として濱野守氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

また、諮問第4号につきましては、人権擁護委員の松岡裕之氏から、健康上の理由で令和2年12月31日をもって辞任する旨の届出が提出されましたことから、後任として増田寿美子氏を推薦したいので、同様に議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第14、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 上程議案集の20ページをお願いいたします。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましてご説明申し上げます。

提案理由の箇所に記載しておりますとおり、現在、人権擁護委員であります赤谷勝之氏につきましては、本人の意向により今期をもって辞退されますことから、後任として濱野守氏を推薦いたします。

濱野守氏の略歴につきましては、議案21ページに掲載のとおりでございますので朗読は省略させていただきますが、推薦理由でございますが、濱野氏は、現在の四国労働金庫に長きにわたって勤務され、多くの住民と触れ合い、明朗誠実な人柄から住民からの信頼も厚く、また地域の実情に精通するとともに広い見識を持った方であり、また人権問題における理解や熱意を有しておられますことから、人権擁護委員の適任者であるとして推薦しようとするものでございます。

なお、任期は、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） 実際にこの方、次の方はちょっとあれですけど、この方、私は全然分かりませんが、人権擁護委員は、まず定年制があるのかなのか。

それから、先ほど課長のほうから、3番のところの人格識見高く、広く社会の実情に通

じ、人権擁護について、こういったいろいろありますけど、実際にどこの誰やら私らも分かりませんが、この方を推薦するのは前任者からの推薦か、町のほうから探したのか。そのあたりは、毎回、この人権擁護委員なりの推薦は、名前がすぐに次の人が出てきますけど、そのあたりの実情は実際どうなんですか。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 本件の推薦につきましては、我々住民生活課のほうで適任者を探しまして、それぞれ面接等、本人のご意向を確認した上で推薦をさせていただいております。

それと、人権擁護委員の定年制につきましては、推薦に当たりまして、72歳未満の方、この方を推薦するように法務局のほうからはお願いを聞いております。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第3号は適任として答申したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

次、日程第15、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。
住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 上程議案集の22ページをお願いします。

諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦につきましてご説明申し上げます。

同じく提案理由の箇所に記載しておりますとおり、現在、人権擁護委員であります松岡氏から、健康上の理由をもって任期途中で辞任の意思が示されました。このことから、後任として増田寿美子氏を推薦いたします。

増田寿美子氏の略歴につきましては、上程議案集23ページに記載のとおりでございますので朗読は省略させていただきますが、推薦理由としまして、増田氏は、保育士として長きにわたって勤務され、人格見識高く、また広く地域社会の実情に通じておりまして、人

権問題に関する理解を有しておられますことから、人権擁護委員の適任者であるとして推薦しようとするものでございます。

なお、任期につきましては、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第4号は適任として答申したいと思います。これにご異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

日程第16 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第16、発議第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番中松議員。

○6番（中松和彦君） 発議第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。上記の案件を、会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。令和2年9月9日提出。小豆島町議会議員谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員中松和彦。賛成者、小豆島町議会議員森口久士。賛成者、小豆島町議会議員安井信之。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いてる中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくな

っている。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確保すること。2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月9日。小豆島町議会議員谷康男。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については原案どおり可決されました。

本日委員会に付託しました議案の審査報告は、9月18日の本会議にてお願いします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は、9月18日金曜日午後1時から会議を開きます。

これをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後4時13分